

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査及び平成28年度第2回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元配付のとおりです。

日程第2 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、谷議員の質問を許します。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） おはようございます。

早速ではございますが、質問に入ります。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問に入らせていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画の考えと位置づけということで、質問させていただきます。

過去につくられてきた公共施設等がこれから更新時期を迎えるに当たり、その老朽化対策の必要性が求められたものであり、また地方公共団体の財政の厳しい状況の中、それらに鑑み、国が地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を求めたものであると思います。当町においても、平成28年度中に完成とのことですが、この計画の中身を見ますと、道路、橋、トンネルに始まり、学校や公民館、上下水道等々、いわゆる公共で管理するもの全てが入る計画であることから、この先の美浜町を考える上で、財政的などころ、町のあり方に一考を促すものでもあり、今後の町づくりを考える上でも非常に大きな意味を持つ計画であると考えます。そのことから、当町においても、この計画の位置づけは優先して取り組むべき位置にあると考えられ、長期総合計画に次ぐ計画の位置づけにあるものと考えます。

実際の行動に移すには、個別施設計画が要るとのことではありますが、財政措置として、計画策定の経費に2分の1の交付税措置、除却については当分の間地方債充当率が90%、その他、最適化事業債、地域活性化事業債等、計画での施設ごとの方針の位置づけは当町の選択によるものと思います。除却、統廃合、長寿命化等、その方針の示し方も町の今後を占うものとなるものであると考えています。

国の発表によるところの公共施設等の管理、町づくり、国土強靱化等をあわせ持った計画であり、そのことから、当町においても例外にはなく、その取り組みの必要性は言うまでもないものと考えます。

以上を踏まえた上で質問いたします。

1つ目、本計画の策定業務の進捗状況は。

2つ目、当町においてさまざまな計画があるが、どのような位置づけと理解されているのか。考えも合わせて答弁いただきたい。

3つ目、10年計画で策定していると思うが、今後の取り組みについてどのようなものを具体的に進められていくお考えか。

4つ目、当町の有する公共施設における修繕あるいは改修もその対象となるのか。

以上4点、答弁願います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。谷議員の公共施設等総合管理計画の考えと位置づけのご質問の中で、1点目でございます。

本計画の策定業務の進捗にはお答えいたします。

美浜町公共施設等総合管理計画につきましては、平成27年9月18日に株式会社地域科学研究所和歌山事務所との間に契約を締結いたしまして、固定資産台帳整備業務とあわせて2カ年事業として実施してきてございます。

現在の進捗状況でございますが、固定資産台帳整備は既に終了し、公共施設等総合管理計画のほうは、各課のヒアリングを経て、最終原稿の字句と数値の確認作業に入っているところでございます。今月末までには完成し、議員の皆さんのお手元にも配付できるものと考えてございます。

続きまして、2点目でございます。当町におきましてさまざまな計画があるが、どのような位置づけと理解されているのか、考えもあわせてご答弁いただきたいにお答えいたします。

最終確認を進めている計画書の第1章の中に、「計画の位置づけ」として、本計画は第5次美浜町長期総合計画、美浜創生総合戦略の直下に位置し、個別の施設整備計画の上位に位置づけされるものとなっております。したがって、議員がおっしゃるとおり、優先して取り組むべき計画であるという認識でございます。

ただし、計画策定の段階で各課にヒアリングを実施いたしましたが、現状を把握することに主眼を置いてのヒアリングでございますので、今後各課で管理する施設をどうしていくのかという突っ込んだ議論はできていない状況であり、今後の課題であるという認識でございます。

3つ目でございます。10年計画で策定していると思うが、今後の取り組みについてどのようなものを具体的に進められていくのか、にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、今後起債を活用していくには個別計画が必要とされてございます。計画に基づく起債のメニューとして、1つ、施設の集約化・複合化、2つ、転用事業、3つ、施設の除却事業、4つ、施設の長寿命化、5つ、立地適正化、6つ、役場機能緊急保全の6種類があり、3つ目の除却事業は個別計画が不要ですが、起債に対する交付税措置はございません。

3以外につきましては、個別計画の策定が必要ですが、起債償還に対して交付税措置が
ございます。例えば、総務政策課であれば各地区の集会場について、教育委員会であれば
小中学校、公民館などについて、個別計画が必要となることが予想されます。除却債分
につきましては、個別計画は必要ありませんので、平成29年度では和田の学童保育の旧
はま幼稚園舎、平成30年度では旧三尾小学校講堂を解体し、その後は武道場や老人憩
いの家光荘などが除却の対象となるのではと考えてございます。

4点目でございます。当町の有する公共施設において、修繕あるいは改修もその対象
となるのかのご質問でございます。

平成29年度の地方債計画の中に、公共施設等総合管理計画による起債として公共施設
等適正管理推進事業債が新設され、その中のメニューとして長寿命化事業の対象としま
して、施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業となっております。起債の
同意要件の詳細がまだ手元にございませんので、断定はできませんが、耐用年数を延ばす
ための耐震補強工事などは対象になると思われませんが、防水工事や外壁塗装などの修繕工
事が対象になるのかと言えば、難しいのではないかと思いますので、工事の内容によって、
起債の対象になったり、ならなかったりするというのがお答えでございます。

なお、義務教育施設と公営住宅は別の補助金制度があるということで、起債の対象とは
ならないということでございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） この管理計画ですが、いろいろ財政的にもちょっと考えさせられる
ような計画であると思うんですけども、他市町、隣のまちとか、御坊市とか、そうい
った広い面積を持つまちとか、合併したようなまちと比べれば、美浜町としてこの面積で
すから、比較的集約化というか、コンパクトシティというか、自動的にできているような要
素もあろうかと思うんですけども、あるいは、更新時期を迎える対象物が比較的美浜町
って、よそに比べたら少ないのかなというような印象もありますけれども、そういう意味
で言えば、当町、ほかのまちに比べれば有利というか、そういう感覚もあるんです。逆に
言えば、美浜町やからやりやすいと、こういう言い方もできると思います。ですので、積
極的に、この計画で進めるべきところは進めていただきたいと思います。

この公共施設等総合管理計画、名前から含めて、やっぱりちょっと興味というか、勉強
してみたきっかけというのが、29年度で解体の予算も組んでいただいていますけれども、
やっぱり和田学童保育の話あたりから、私自身ちょっと関心を持っております。

その学童保育について、一般質問でも言いましたが、その危険の除去を急ぐべきだと、
こういうことで対応もいただいたことかと思いますが、その中で、この総合管理計画があ
り、その策定を今しているということで、廃止という位置づけができれば除却債が借りら
れる。こういうことで、29年度まで解体するという対応に時間を待ったということです
よね、私の解釈ですけども。この解体というところまで対応をいただいたことは、感謝

申し上げます。

そこで、この除却債、今、今後の取り組みについて答弁いただきましたけれども、起債のメニュー6種類上げていただきました。その中でも、除却に対する事業だけ交付税措置がないということですね。あとのメニューについては、30%とか、そのあたりの交付税措置ありますよね。そういう有利な点でもあれば、次の質問もせんでええんかもわかりませんが、いわゆるこれ借金ですね。予算書見ると、その学童保育の解体撤去に11,600千円、そのうち90%が地方債を充当されるということですから、約10,000千円ぐらいの借金ということだと思っんです、ちょっと大まかな数字になると思っんですけれども。

これを今後20年ぐらいかけて、これ返していくということですね、償還期間。当然、その利息も追いつけていくわけですね。

ちょっと参考までに教えていただきたいんですけれども、これ、1,000千円持ち出して、プラス10,000千円借金で、20年、返し終わるころには、トータル幾ら払う計算になるんですかね。ちょっと参考までに教えてください。

それと、学童保育撤去云々で、当時この議場でもいろいろ議論になりましたけれども、そのときの意見としても出たと思っんですが、いわゆる財調から切り崩して使っても、誰も文句も言えへんぞというようなタイミングもあったと思っんですけれども、その財調を乱暴にという感覚はないんですけれども。要はこの計画があるから、その策定を待って、対応が29年度となったわけで、その期間的な意味も含めて、あるいは、起債の有利性が残念ながらありません。この額を考えても、しかも除却物である。新しいものをつくって、その利用価値がある中で将来に債務を引き継いでいくようなイメージであればまだしも、やっぱりなくすものというか、ないものに対して借金を将来に残すというのは、余りなじまない感覚は持っております、私自身。私の考えですけれども。

これが、仮に解体に1億円とか2億円とか数億円かかるような話ならちょっとまた考えは別なんでしょうけれども、今回の学童保育の解体をこの総合管理計画で対応されるということですから、ぜひそのあたり、財政的などはそちら様のほうがお詳しいでしょうから、今まで解体という理由で借金できなかったものが、この計画によって借金できるという、そういう意味でのメリットはあると思っんですけれども、今回11,000千円の持ち出しというよりも、ちょっと有利性には乏しいこの起債を選択された理由というのは一体何なのかということをごちゃごちゃとあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

まず、起債を選んだ理由ということなんですけれども、すみません、その前に総額どれぐらいの支払いになるかという部分です。

ちょっと、今、手元にきちんとした利率とかがないんですけれども、まず除却債は、先

ほど議員、20年ぐらいとおっしゃいましたけれども、恐らく耐用年数とかがない事業になりますんで、割と償還期間が短いのかなと思います。恐らく10年ぐらいの償還になるのかなと考えます。

それでいきますと、今ほとんど低金利の時代で、金利も本当に安い起債を借りられる時代ですので、例えば0.5%ぐらいというのを想定すると、10,000千円であれば、年間50千円ぐらいの利子ということになると思います。それで、仮に10年償還ということであれば、その10年分というふうなざっくりとした試算ができるのかと思います。

それと、これぐらいの金額であれば、財調から一気に崩して将来に借り入れを残すことなく、もう一気にやればいいのかというお考えだと思うんですけども、考え方がいろいろあると思います。こういう解体事業というのは、もともと補助金とか起債とか全くない事業です。そういうところへこういう計画をつくることによって起債が借りられるようになって、1年間で一気に数千万円という負担になるのではなくて、10年で分割で払えるというふうなその点のメリットというのを考えました。

確かに、交付税措置がないのであれば、借金をふやすだけなんで、それだったら一括でという考え方もあろうかと思いますが。大きな買い物をするのに、手元に現金がある場合、一気に、もう一括で払ってしまうか、分割で買うかというのは、それぞれ考え方もあるかと思いますが、今回はこういう除却債という制度があるので、分割での支払いというか、事業を選択したということでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 町としての選択というか、要は持ち出しでするんか、こういう新しく借りられる借金ができたから、それでそれと対応していくんかというところは、なかなか当然町の財政の状況も見ながら、予算的なもんも見ながら選ばれた要素があるかと思うんですけども、なかなかそればかりやっていくと、これ、どうなっていくのかなという印象も持っております。

今後の展開で、どうしてもこの計画、ちょっと箱物というか、そういうもののほうがイメージしやすいので、そのイメージで質問しますけれども、仮に総務のほうでは、次は三尾の講堂を潰すとか、これ、プールも入ってくるんですかね。ほんで、武道館、ほんで、光荘、この計画で対応していく、総務に限ってかもわかりませんが、基本的にこの除却の事業メニューがどんどんこれから並んでくるかと思うんですけども、ということは、今のその話のこのやりとりの中でもあったように、要は自前でやるのか借金であるかというのが、ちょっとしばらく続いていくと思うんですよ。

しかも、この撤去費用ですからね、実際どうなんでしょうか。この除却債、感覚的に、やむを得ない場合はちょっと仕方ないこともあると思いますけれども、それとか、新たに交付税措置ちょっとついたよとか、それとか、その場所に対して、戦略的にその場所をこ

うしていくんやとかいう、ちょっとその戦略性を兼ね備えたようなことができるのであれば悪くないと思うんですけども。

私の感覚で申し上げますけれども、除却、なくなるものに対して将来に借金を残すという感覚、あるいは、この10,000千円とか20,000千円あたりの基準をどう考えるかというのは、ちょっと個人差もあると思うんですけども、余り進んで利用すべきものではないと思うんです。そのあたりいかがでしょうか、ちょっともう一度答弁いただけたら。

それと、その起債のメニューの中で長寿化というのがありますよね。この定義、何ををもって長寿化とするのかというところ、ちょっとイメージしにくいので、わかっているのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

確かに、議員言われるように、潰していくもの、なくしていくものに将来に負担を残していくという考え方はどうかという部分はあると思います。例えば、今、例に出てきました旧三尾小学校の講堂であるとか光荘であるとか、潰さず置いておくという選択もあると思うんです。ただ、やはり老朽化してきて倒壊のおそれがあるとかいう危険性が出てくると、いつまでも放っておけないという部分があると思いますので、ちょうど国を挙げてこういう公共施設管理計画というのをつくって進めているタイミングでもあるので、交付税措置はないものの、こういうのを活用しながら潰すものは潰していくという考え方ではないかなというふうに思います。

それと、長寿化の定義ですけれども、ちょっとここは町長からの答弁にもありましたように、起債要領、ことしの地方債で、こういう事業が長寿化の対象事業になるんだというふうな詳細が、まだ今の時点では手元にない状態です。ですので、どういう工事をやれば長寿化に該当するのか、どういう工事は対象にならないのかというのが、ちょっとまだ明確に見えていないので、今この場では詳細をお答えすることができません。

先ほど議員からありましたように、そもそものこういう計画というのは、町の中に同じような施設がたくさんあったり、似たような施設が隣にあったりとかいう施設をこの際、面積を少し小さくして集約してしまおうというような側面がかなり強い計画になっています。その点では、美浜町の場合、先ほど言われたように、もともと割と施設が少なく、全国平均から見てもかなり1人当たりの面積が少ないというふうな資料も出ていますので、そこは、今、そしたらどの施設とどの施設をくっつけてしまおうというのができるのかなと言えば、なかなか思い当たるところがなく、その中ではもう逆に活用できる部分というのは、さっきの長寿化とこの除却債と、このメニューぐらいしか美浜町で活用できる部分というのが残ってこないというふうな、そういう事情だと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） なかなかこの国の政策として、いいものであるのか、乱暴なものであるのかというのは、ちょっと個人的にはいろいろ思ったりする部分にはなりますけれども、各課またいで総合的にやりなさいよという国の要求だったと思うんですけども、突っ込んだ議論できていないということです。今後、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問いきます。

松洋中学校校舎修繕の必要性はということ。

かねてより問題となっていることは承知の上ではありますが、松洋中学校校舎における雨漏りについてであります。

聞くとところによると、構造上の問題があり、完成当時からその被害は出ていたとのことではありますが、その対応について、余りに長い期間にわたってその手当てをされておらず、解決に至らない現状が二十数年にわたりあり続ける現状に疑問を持つ次第であります。

これまでも、議会、当町においても、さまざまな場面でお話しされていることとは思いますが。修繕の概算見積もりは二、三年前にとったとのことではありますが、財政面、あるいは補助金、交付金等々を考えられて、その対策は今のところとれていないものと理解しておりますが、当町においても教育の中心地とも考えられる場所であり、また、防災を含む公共物としても、その機能の役割は大いにあるものであり、今後のことを考えても、ぜひ早いタイミングで手当てをされるべきであるものと考えます。

以上を踏まえて質問いたします。

1つ目、これまでの経過、あるいは対策について町の見解をお伺いしたい。

2つ目、今後、対策をする考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 松洋中学校校舎修繕の必要性はのご質問の中で、1点目が、これまでの経過、あるいは対策について町の見解をお伺いしたい、にお答えいたします。

松洋中学校校舎は平成4年8月に新築され、現在24年が経過しております。建築間もないころから雨漏りの状況が見られたと伺っております。そんな中、平成15年度には、屋根のシーリングを打ちかえするなどの修繕を行ってまいりましたが、その効果は長く続くことはなく、再び雨漏りの状況が見られるようになりました。このことについては、町としてかねてから憂慮しているところでありますが、財政状況が厳しいこともあり、現状におきましては改修の実現には至ってはいません。

2点目でございます。今後、対策する考えはにお答えいたします。

現在の松洋中学校1階オープンスペースは憂慮する状況でありますので、今後、財政状況を鑑みながら改善の方策について検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 谷議員の松洋中学校校舎修繕の必要性はについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、これまでの経過についてでございますが、松洋中学校1階のオープンスペース部分は、生徒が休憩時間にくつろいだり、時には吹奏楽部の演奏を行ったりと、生徒の学校生活に潤いを与えるという意味では非常に有益な場所であると考えてございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、かなり以前から雨漏りをする状況があることも事実であります。雨天になるごとに教員がバケツ等で水を受けるなどの対処をしております。

学校現場からもたびたび改善要求が出されているところではありますが、教育施策の優先順位に鑑み、現在まで対応できていない状況が続いております。

2点目の今後の対策についてですが、現状の雨漏り状態が改善されることは、松洋中学校にとっては大変有益なことであると考えております。

町全体の教育施策を総合的に鑑みながら、その実現に向けて方途を検討できればと考えてございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 漠然とした私の疑問で、何でこれまで直してこんかったんかな、あるいは何で今になっても直ってないんかなとか、直す気持ちあるのかなとか、ストレートに言ってしまうとそういう質問だったんですけれども、内容的には、それらの疑問を満たす答弁がいただけなかったというのは、ちょっと残念に思います。

いずれにしても、町長、余り格好いい話ではないですよ。格好いいという表現が適切かどうかちょっとわかりませんが、24年前、校舎できたときから雨漏りしていた。私も今34歳です、校舎も利用していました。当時もやっていた、バケツ並べて。

私、卒業してから、19年です。まだ同じ状況なんです。これ、ある意味ショックというか、まだこの状況なんかとちょっとびっくりしたんですよ。

本来であれば、雨漏りを一般質問に、どうかなとちょっと悩んだところもあったんですけれども、構造上の問題があるとかという話ですが、その当時の設計がどうやとか、そこまでは言うつもりないです。

でも、町長、自分の家でも雨漏りしたら直すでしょう。家建ってすぐ雨漏りした。設計ちゃんとやってあるのか、施工業者どこな、何なら直せ、これ、普通の話ですよ。24年ですよ、町長。シーリングの打ちかえですか、シリコン、ちゅつと間へはめて、それだけで。ずっとですよ、被害は。ほんで、先生については、松洋中学校の中にバケツ担当の人でもいるんでしょうかね。水たまったら外へ流しに行っ、そんなこと、もう二十数年続けてるんですかね、先生らって。教頭が担当になっているんですかね。これ、ちょっとどうということかわかりますか、町長。ちょっと怖いなというか、感覚的に。

ほんで、今、もう当たり前前にそれをやっているわけですよ。先生も、その時間使うてバ

ケツ見にあって、外に放りに行って。いつの間にか当たり前になってしまっていてですよ、漏れていることでさえ。先生が当たり前にバケツを並べている。それが今の状況ですよ。ちょっと言い方悪いかわからんですけども、変な風習つくってしまったなと僕は思っているんです、変な歴史というか。

これまでもそうなんでしょうけれども、ちょっと余りにも対応が頼りなさ過ぎますよ。そして、遅いです。何してるんかなとちょっと普通に考えてしまいますよ、歴代の方も含めて。24年という年月かかっていますから。

私の思う部分では、ちょっと恥ずかしいなど、それぐらいの感覚も持っております。私だけでしょうかね。町にとっても余り気持ちのええ話違いますよね、この話自体が。実際、そう思いませんか、町長。早う直すべきや、早う直すべきやと思いませんか。

答弁今いただきましたけれども、今のところできていない、方策を検討。ちょっと、ほんまのところどう思うてるかわからん答弁ですけども、これ、まだ続けるんですか、町長、何十年も。耐用年数もまだ30年ありますよ。

この今の環境で、これからも管理していくということですか、ほんまに。これ、教育のほうも、ほんまにそれでええと思うてるんですか、先生がいつまでもバケツでもって対応すると。

一通り、今の話を聞いてどんなに思われますか。ちょっともう一度、答弁ください。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、この松洋中学校ができて、もう24年が経過の中で、ずっとこの雨漏りがとまらないような状況ということは、私自身も認識してございます。決して詭弁ではないんですけども、いろんな形の中で、例えば松洋中学校の空調とか、そういった形の中で、なかなかこの雨漏りの工事、できていなかったというのが現実状況だと私は認識してございます。

その中で、先ほども私自身、ご答弁もさせていただきましたが、改めまして、平成15年度で一応、工事したということなんですけれども、それに関しましても数年でもう劣化した中で、なかなか雨漏りがとまらなくて、現状はやはり谷議員がおっしゃるとおり、バケツ当番がおるんですかというような形が現状、現実だと私も認識してございます。そういった形の中で言えば、いい状況ですかと言えば、決してそうではございません。そういった形の中で、先ほどご答弁もさせていただきましたとおり、前向きに教育委員会のほうと、そして財政当局のほうも勘案した中で考えていきたいなど、このように思っております。

先生方のお仕事は決してバケツ当番ではないと思いますし、谷議員おっしゃった、谷議員が中学校当時からということも、私自身、24年の中で言えば、そのとおりだなと思いますし、子どもたちが、そしてあそこはオープンスペースの中で、先ほど教育長のご答弁

の中でもあったとおり、いろんな形で、憩いとか、私自身も存じています。松洋中学校の演奏会とか、またあそこの中で、たしかPTAによります教育講演会とか、そういった形も私自身も記憶している中で、やはり安らぎというんですか、くつろぎのオープンスペースだと私も認識してございます。

ただ、即座に、じゃどうするんよと、先ほど、それこそ除却債等々の問題もございませうけれども、その辺も改めて財政当局と、そして教育委員会と三位一体というんですか、そのような中で前向きに検討してまいりたいなど、このように思います。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） ちょっと、具体的なところを聞きます。

2年ほど前に概算ですが見積もりはとったと。当然、補助金とか交付金というの調べられていると思うんです。

中学校であれば、どうなんですか、学校施設環境改善交付金というやつになるんですかね。施設整備計画があるとかどうかというのが関連してくるのかちょっとわかりませんが、間違っていたら言うて下さいね。計算方法も、ちょっといろんな計算式があるようで、大体3分の1ぐらいになるんですかね、交付金の割合的には。僕、勝手に勉強しているからいいんですけれども。当然、ここらあたりの交付金に向けて概算の見積もりも当時とられたと思うんです、二、三年前に。すると、この屋根の工事というのが大体20,000千円ぐらいかかるんじゃないかというような話になっていると思うんですけれども、これ、20,000千円という額に対しては、学校施設環境改善交付金の対象外となるんですかね。これ、ほんまにできんですかね、ちょっといろいろ取り組みを見たらいろいろ結構幅広いものもあるんで、ひょっとしたらできないこともないかなと僕勝手に思うてるだけなんですけど、ちょっとそのあたり詳しく説明いただけたらと思います。

それと、これどうなんでしょうか、これだけ長い期間、この被害出ている中で、いろいろやろうか、やらなあかんというタイミングは何回かあったと思うんです、これまでも。これ、結局、何でやるほうにかじ切れてないんでしょうかね、今まで。町長、ご存じですか。

状況は答弁、今もらいましたけれども、町長も含めて皆さんわかっておられるんでしょうけれども、これ、当然、教育のほうから町長のほうへ要望もされているんですよ、これまでも。わからないんですけれども。冷静に見ていて、これひょっとしたら町長知らんのちゃうかなって思うたりもするんですけども。一々その要望も上げられていますか。町長査定もあるでしょう。そこへ屋根の話も載せられているんですか。そこもちょっと確認させてください。お願いします。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 谷議員にお答えをいたします。

まず、1点目の補助の話ですが、今、私が把握している範囲では、松洋の屋根の場合で

あれば、70,000千円以上の費用がかかって、しかも20年が経過していると、そういうものについて補助がかかってくるということで認識しております。

ですから、今回でいけば、屋根だけやれば16,000千円とか70,000千円の話であるんで、金額がちょっと低いので、補助の対象にはなかなかかなりにくいのかなという、そういう認識を持っております。

それから、2点目の町長に要望しているのかというお話なんですけれども、例年予算を計上するとき、12月ぐらいですか、学校のほうから要望を聞いております。松洋中学校からの要望につきましては、私は4年目なんですけれども、この4年間、ずっとその屋根の要望がございます。年によってランキングが上になったり下になったりするんですが、ただ、金額が非常にほかのもの比べて張るものですから、ほかの教育施策のものともいろいろ考えながら、このことについては町長のほうまでは行っておりませんというか、教育課のほうで優先順位を決めて、ちょっと自分たちで諦めているというか、そういう状況がございます。

先ほど、教育長のほうから教育施策の優先順位という話がありましたが、それがそのことを指しております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） すみません。もう最後、短く質問しますが、これ、町長、今のところ要望もよう上げてないと状況やよというのが、実際のところやと思うんです。流れ的には当然、課から要望があって、時には町長がこれやるんやと言うときもあるでしょうけれども、ちょっと仕組み上、やる状況にないということですよ、今のところ。当然、町長査定で、各課から要望が上がってきて、そこで査定するわけでしょう。そういった意味で言うたら、ちょっとやる意思というか、それが町長のほうにも伝わってないのかなということにはちょっと否めんかなと思います。

これ、最後ですんで、町長どうですかね。直すほうへ向けてちょっとやりませんかね。要望がなくてもですよ、教育課のほうから。最後、そこだけちょっと。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

先ほど来、教育長、そして教育課長のほうからもご答弁させていただいたとおりでありますが、私自身もそうでございます。先ほどもご答弁させていただいたとおり、改めて、谷議員、財政の関係と、そして教育委員会の関係とあわせて中で前向きに検討してまいりたいなど、このように思います。

おっしゃるとおり、もう24年というような形の中で雨漏りが——バケツ当番は私は知らないんですけれども、そういった形ということも、私はほかからも聞いたことは現実でございますし、その現場を預かる方からも聞いたということも認識してございます。

ただ、これだけはもう思っと思ってほしいというのが、財政の中で教育委員会のほうは、やはり優先順位を勘案した中でということで、そういった町長査定という形の中で上がってこなかったというのは、決して悪意とかそんなんじゃないくて、その教育委員会の中で順位を決めた中でということは、ご認識、改めてしていただきたいということで、私の答弁を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 3つ目の質問でございます。

少子化によるスポーツへの影響はということについて。

当町においても、少子化に伴う影響はさまざまな分野に広がり、現行においても町への影響は避けられないものであり、地域の存続、あるいは将来的な町の行方をも左右する大きな課題であります。

そんな中、今回は、当町における少子化に伴うスポーツへの影響、特に小学生などが参加する少年団、あるいは中学校における学校スポーツへの影響に焦点を当てて質問いたします。

当町においても、顕著にその影響があると考えますが、特に各種団体スポーツは存続を危惧する場面があり、個人スポーツにおいても同様に部員数の低下、能力面の向上、意識的な向上心、また、さまざまな場面における経験など、そのどれもが失われる可能性もあり、競技間の子どもの取り合いや子どもの選択肢の減少などさまざまな悪循環を生みつつある現行にあり、美浜町におけるスポーツの衰退につながるものが考えられます。少年スポーツ、あるいは学校スポーツ等、美浜町におけるスポーツ人口の構造が変わるタイミングにあります。

全国的にも、その影響は広がり続けているものであり、文科省においても、さまざまなデータで示されているとおりであります。当町においても、中学校に見る他市町からの受け入れもあるものの、スポーツを中心に考え、当町の子どもが他の学校に移るケースも少なくございません。

難しい問題であるとは理解しますが、現状における美浜町の少子化による少年スポーツ、あるいは学校スポーツへの影響について、町としてどのような見解を持っておられるのかお伺いしたい。また、今後の美浜町のスポーツをどのように継続されていくのか、考え、あるいは振興策等あればあわせてお伺いしたい。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 少子化による、少年スポーツ、学校スポーツへの影響について町としてどのような見解をお持ちか、今後の対策についてもあわせてお伺いしたいにお答えいたします。

全国的な少子化の流れは、当町におきましても同様の傾向があるのは周知の事実でござ

います。小中学校の子ども数が減少することに伴い、少年スポーツ団体及び中学校の部活動の運営が困難になりつつあることも十分認識しているところでございます。

従来から、美浜町はスポーツの盛んな町として、小中学生に限らず幅広い年代の方々がスポーツに親しむことにより、健全な生活を送ってきたと認識してございます。

このような状況について憂慮しているのは私も同様でございます。そのような状況に鑑み、今後、教育委員会と協議をしながら、健全な学校スポーツまたは社会スポーツのあり方について検討していきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 少子化による少年スポーツ、学校スポーツへの影響と今後の対策についてお答えをいたします。

小中学校の児童・生徒数につきましては、従来に比べて減少傾向にあることは事実でございます。小学校では町内の全ての学校が単学級となっておりますし、松洋中学校については全学年が2クラスという状況にあります。また、昨今の価値観の多様性はスポーツに関しても散見され、人々はさまざまなスポーツに親しむようになってきている状況も見られます。さらに、スポーツを行うこと以外に価値を感じる子どもも少なくないと認識しております。それゆえ、チームスポーツの運営において人数確保に苦慮していることも承知してございます。

そのような状況の中、今後は、学校体育においてスポーツの楽しさを見出し、子どもが主体的にスポーツにかかわろうとする意識を持つことができるよう、授業の実施に努めていくことや、社会スポーツへの参加を促すことを通じ、スポーツのすばらしさを実感できるような子どもの育成を図ることについて検討していきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 確かに難しい問題やと思います。自分で書いていても難しいです。

私もスポーツ中心に身を置いて育ってきましたもんで、ちょっと関心もあるので、質問させていただいたわけではありますが、答弁もいただきましたけれども、美浜町と言えばスポーツだと、こう言われるぐらいスポーツが盛んな町にあったと思うんですね。

現在においても、少ない中で十分に活躍いただいている状況もあるんですけども、その貢献というのは、美浜町においても非常に大きなものであったと思います。スポーツの持つ力というか、体力的なものを含めて、いろいろな効果があるものであって、ご理解もいただけたと思うんですけども、この美浜町においても、私もいろいろなかわりの中で聞く話もあって、特に団体スポーツの運営といいましようか、苦勞といいましようか、そんな話というのは本当に多く聞く機会がございまして。

実際、大変ですよ、やられている人たちは。スポーツ全般に言えることだとは思いますが、仮に私も野球やってみましたんで、ちょっと野球を例に例えてイメージするとすれば、現に少年スポーツ、和田なんかでも、今の状況はそうですけども、人数が少なくて

試合もできないというような状況もございます。

心情としては、何か寂しさというか、ちょっと複雑な気持ちで見ておるんですけれども、どうなんでしょうか。子どもらが仮に野球をやりたいと、そんな子どもたちが続けられるような環境というのが、やっぱりいつまでもあってほしいという願いのほうがちょっと強いのかもわかりませんが、私もいろんな意味で協力してやっていきたいとは思っております。

特に、少年スポーツに限って、学校とか行政がどこまでかかわれるかというのが、ちょっと難しいところもあると思うんですけれども、町としてもぜひ後押しというか、応援をしてやっていただきたいなと思います。

中学校については、いわゆる学校スポーツということで、松洋中学校においても、現行、かなりちょっと厳しい状態にあるような話も聞いたりします。ことしも御坊から7人ほどでしたか、柔道とか、主に部活動で松洋中学校へ来るというようなこともあるようで、また、逆に美浜町からよそへ出るんやよと、こういう人も中にはあるようですし、そういった意味では、選び方というか、そういうもんが現在というのは広域化されてきているんだろうと思うんです、その選択の中ですよ。

そういった中で、私がやっぱり一番気にするところは、子どもたちの選択肢の減少であります。このまま、いわゆるスポーツが先細りが続いていくと、そう考えたときには、先ほど申しましたけれども、試合ができないよ、あるいはチームがなくなってしまうよ、こういうことになってくると思うんです。もう美浜町で野球やらやってないで、こんなようなことも考えられないことはないと思うんです。

先ほど、教育長も答弁いただきましたけれども、少子化という中で、その一方、価値観の多様性であったりとか、スポーツにおいてもいろんなニーズの中であるわけですよ。本来で言えば、そういう多様性とかニーズに合うように迅速に対応できれば理想なんですよけれども、なかなかそうもいかんのが現状ですよ。

私らが中学校のときには、ちょうどサッカー部をつくらうというような動きが活発に起こった時期でありまして、人数も十分にありました、サッカーやるよという人は。それでも、結局クラブってできませんでしたけど。今でもちょっと疑問に思ったりもするところもあるんですけれども、それぐらい難しいことなんやと思います。この部活動というか、クラブを継続していくことというのは。その先日からでも、教育のほうもご存じやと思いますけれども、男子バレー部をつくらうよ、こういうような話もあったと思うんです。署名も集めて、町のほうへもちょっと要望来てますかね。

これをつくらうよという話ではないんですが、心情的にはありがたいことですよ。松洋に今男子バレー部がない中で、それでも松洋へ進みたいとか、松洋でやりたいという思いを持ってそういう話があるわけですから、ないがしろにできるような話ではないとは思っております。

男子バレー部のほうも、結局最後は1人になってしまって、結局ほかのクラブへ移ってもう終わったよという格好やと思うんですけども、やっぱり子どもらのこと、それから現場の先生方のこと、いろんな要素をとっても難しいですよ、何を考えても。じゃバレー部つくれるかと、誰が先生、見んのよとか、いろんな問題絡めて難しいですよ。今の子どもちょっと推移とか見ても、もう少しまだ厳しくなるでしょう、恐らく。

そんな環境の変化から、どうなんでしょうか、先ほど選ぶ選択肢が広域化していつているようなことをちょっと言いましたけれども、ひょっとしたら高校を選ぶような感覚にこれからちょっとずつ近づいていくかもわからないなと思っているんです。中学校に上がるときにどこへ行こうかという選択肢ですよ。中学校を選ぶということもあるんですけども、あるいはスポーツで選ぶということが最近多いと思うんです。このスポーツだったらあそこ、このスポーツだったらあそこ。こんなような格好ですよ。

やっぱり、地元美浜町としても、この選択肢、これがこれ以上狭まってほしくないなどは思っているんです。私らが中学校のときから、もう3つぐらいクラブなくなってますかね。ちょっと難しいと思うんですけども、このあたり感覚、いかがお考えでしょうか。中学校スポーツに限って結構です。中学校で言うところの今ある部活数、これぐらいは保っていくよという意識なのか、あるいはもっと特色出して新しく部活動にも取り組んでなるべくやっていけるような方向というのも可能性としてはあるのか、あるいはもう減っていくものに対しては、これ、なくなっていかなきゃあないというようなところもあるのか。教育のほうにちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、広域化という谷議員のお話がありましたけれども、私、個人的にこんなことを思っております。この広域化というのは、いわゆる小学校時代の、何て言うんですか、クラブではないんですが、団体、いわゆる剣道団体であったり、柔道団体であったり、ちびっこ野球であったり、バレーであったりという、小学校時代のこういう団体が幾つかあると思います。

そこでの友達関係であったり、指導者との関係であったりということで、例えば、松洋中学校のほうへ柔道であったり、剣道であったり、場合によっては野球であったりというふうな子どもが流れてくる、また、他の競技については他の学校へ行くと、こういうふうなことが、今どうもそこらあたりで起こっているような感じがします、私の経験上。そんなことが一方にあると思います。そういう意味では、この3月に入ってから、松洋中学校へ転校したいという子どもが何名か問い合わせがありました。これは事実です。

それから、部活動の数ですが、当然、部員数の関係で廃部になったりというふうなことがあるわけですが、現在は松洋中学校で、今ここに表があるんですが、運動部で8つクラブがあります。これも、私の経験上ですが、今150名余りです、生徒数が。そんな中で

8つの部活動というのは、多過ぎる、私の経験上。と思います。8で割ったときに、1つの部というのは物すごく少なくなってくる状況にあります。

ただ、これを潰すというのは、また大変問題もあると思います。というのが、個々に自分がしたいという運動部が違いますので、競技が違いますので、これを希望がある限りは潰すことはできないというこれが一方にあります。かといって、希望があるから、じゃ新しくつくろうかというのも、これも難しい問題。というのが、練習場の問題であったり、指導者の問題であったりというあたりがありまして、多分サッカーのお話をされたと思います、その話、私も以前聞いたことはあります。恐らくこれは練習場の問題が大きかったんだらうなど。サッカー場となりますと運動場全体を使いますので、すると、野球があり、陸上がありという中では大変難しい状況であったらうというふうに思います。

そこらあたりは、全て学校のほうで考えるべき問題であって、私どもがこうせいよというふうな問題ではありませんので、全て学校のほうにお任せをしている状況。それから、男子バレー部のお話も耳にしておりますが、校長先生のほう、学校全体の中でまた論議していくというふうなことも伺っております。

ただ、男子バレー部というのは、日高郡内見渡しても数少ないんです。私の知っているところでは、大成中学校と河南中学校にあるかな、この2校ぐらいしかないんじゃないかなというふうなことを思っております。そんなあたりで、さあ、その必要性どうなんかないかという問題も出てこようかと思えます。

いろいろ難しい問題はあるわけなんですけれども、できる限りは続けていってもらいたい。例えば、野球部の問題でありましても、ことし野球部には22名の部員数がいました。ですから、野球部としての維持は十分できると思います。ただ、3年生が抜けて、今度1年生が何人入ってくるかというこの問題はあるわけなんです、9名以上はいてると思います。ただ、日高郡内で野球で9名に足らずに、2つの学校が合併して試合に出てるところ、しかも、松洋中学校よりも大きな学校でそういうところもございます。これはもう事実です。

だから、いつそういう状況になるかはわかりませんが、そういうことにならないように期待をしたいというのが、私どもの思いであります。

以上です。

○議長（高野正君）　しばらく休憩します。

再開は10時10分です。

午前十時〇〇分休憩

——・——

午前十時一〇分再開

○議長（高野正君）　再開します。

3番、碓井議員の質問を許します。3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、1項めとして、陸上自衛隊和歌山駐屯地について、町長のお考えを伺いたいと思います。

現在の和歌山駐屯地は、約200m掛ける60mの日本一小さい駐屯地です。駐屯地内に砂場もなく、体力検定をするときにおいても、和田小学校を使わせていただいているような状況だと聞き及んでいます。また、津波時も浸水する想定になっています。このような状況では、大きな災害が起こったときに、他地方から災害派遣で来た部隊の受け入れ、または災害対策の拠点どころでなく、駐屯地が浸水によって身動きできなくなる可能性があるかと想定されます。

もちろん、町だけでどうこうできるものではありませんが、このようなことを踏まえて、和歌山駐屯地はどうあるべきと思うか、町長のお考えを教えてくださいませんか。よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の陸上自衛隊和歌山駐屯地についてのご質問で、駐屯地の今後についてということでございますので、お答えいたします。

和歌山駐屯地につきましては、碓井議員がおっしゃるように日本で一番小さい駐屯地であるという認識で、所在地は海拔が11.3mあるものの、近い将来発生が予想される南海トラフの大地震による津波発生時には、1mから2m浸水すると予想されてございます。美浜町が浸水被害を受けた際に、頼りの和歌山駐屯地の資機材が浸水によって機能しない事態に陥ることは危惧するところでございます。

和歌山駐屯地は、昭和37年の開設以来55年の長きにわたり地元住民との交流機会も多く、地元で愛される自衛隊として定着しており、隊員とその家族も含め、大切な美浜町の住民でございます。そういう観点からも、町といたしましても、浸水の可能性があるからといって、駐屯地そのものが周辺の町へ移転するなどの事態は絶対避けなければならない、3年前には、伊丹の中部方面総監部幕僚長に直接面談を申し出て、和歌山駐屯地のかさ上げ、拡張を要望し、また、先日、和歌山駐屯地司令が退任挨拶にお見えになった際にも、何とか和歌山駐屯地のかさ上げ、拡張が実現するよう今後も協力願いたいと申し上げたところでございます。そのほかにも、いろんな機会を通じまして、和歌山駐屯地の整備について要望を続ける所存でございます。そして、防衛省の整備計画にぜひ載せてもらえるよう陳情等を継続してまいります。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） ただいまの町長のご答弁は、私の思いとほとんど同じで、大変心強く思いました。

そこで二、三再質問させていただくんですけれども、今、町長がおっしゃられた、3年

前に伊丹の方面総監部にというお話なんですけれども、この要望に対してのお答えというのはどういうふうなお答えをいただいているのかというのを1点として、それと2点目として、陳情等を継続していつもらえるということなんですけれども、具体的にどういうふうに、どういう計画で陳情していきたい、どういうタイミングでしていきたい。天災というのは、いつ来るかわからないので、なるべく早いほうが、いつときでも1分でも早いほうがええと思うんで、どのような計画を練っておられるか。この2点についてお聞かせ願えますか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員のご質問にお答えいたします。

1点目が、伊丹のほうに私ども行かせていただいたときのお話ですね。

先ほどご答弁させていただいたとおり、南海トラフ等々では、やはり駐屯地の所在するところが浸水等々の危険性もあるということが1点の中で、かさ上げと、そして、従来どおりの面積の拡張をぜひともお願いしたいということを要望してまいりました。それにつきまして、ぜひともということによっておるんですけれども、それが即座に向こうの幕僚長のほうから私どものほうに返答はしてきておるということではございません。

それと、今後ということもございますが、先ほどは要望してまいりますということなんですけれども、現時点でいえば、口頭です、ということにさせていただいておるんですけれども、それとともに和歌山県のほうもそうなんですけれども、防衛省のほうなんですけれども、防衛省のほうに、和歌山県の提案・要望ということで冊子をつくりまして、知事みずからも防衛省のほうに、こういった形で要望、そして提案ということをしておるということも私自身承っておる状況でございます。

この知事の提案・要望に関しましたらば、やはり、ちょっとあれなんですけれども、ほぼ毎年のように知事の行政報告会ということで、碓井議員もご存じだと思うんですけれども、その行政報告会の前に、私自身も面談を申し入れて、その中でいろんな話し合いの中で、知事も、それだったらばということの中で、防衛省のほうにそういった陳情、要望ということで、提言ということをしていただいたように私は記憶してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 今のお答えでは、積極的にどう動くというのは、余り私としては見えてこないんですけれども、どうでしょう、美浜町の津波の被害ゼロというのを町長、目標とされておられると。そういう観点から、一刻も早い対策、練っていただきたいと思えます。それを計画として上げていって、どういうふうに自衛隊に持っていこう、どういうふうな文言で持っていこうというのを、やっぱり、ただ単に知事に対して口頭で言うだけではなく、どういう計画で、どういう作戦で、どういうふうに持っていってうまくいけるか、そういうところの計画をうまく立てる準備だけでも始めやんと、今の状況ではそ

うそう体制は変わっていかんと思います。

この先のことも考えて、じっくりというわけにはいかんのですけれども、早急にそういう会であったり、つくってやっていただければと強く要望します。基本的には同じ思いなんで、いろいろ協力させていただいて、前向いて、ちょっとでも早く行かせてもらいたいと思うんで、よろしくをお願いします。

次の質問に入らせてもらいます。

2項目として、吉原公園についてお聞きします。

現在、公園の遊具は全て使用禁止になっています。多分壊れていて使用に耐えない、危険だということだと思いますが、今後、いつまでこのような状態のまま放置するつもりですか。よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の吉原公園のご質問で、公園内の遊具は今のままでいいのかにお答えいたします。

吉原公園は、平成7年に設置されて以来20年以上の歳月が経過してございます。当然、遊具等の施設が老朽化してきております。議員ご指摘のとおり、使用可能な遊具は限りなく少なくなってきたでございます。設置当初10カ所あった遊具も、現在使用可能なものは1カ所のみとなっております。そのような状況を鑑み、所管する教育委員会でも、段階を追って、老朽化遊具を撤去し、新たな遊具を設置していくことも検討課題に上げられていると伺ってございます。

しかしながら、現在、地方創生の取り組みにて吉原公園の整備にかかわる交付金申請を行っている途上でございます。よって、今後の方向性につきましては、その結果を待って教育委員会と検討していく所存でございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） ただいまの町長のご答弁は、町のほうから一方的な一方通行のお話だと思うんですよ。

地方創生交付金の結果によってというのは、もちろんわかります。ああしよう、こうしようという話題の中に上がっている場所なので。ですが、今1基は使えるというお話なんですけれども、私は、残っている遊具が4基で、4基ともだめなんかなと思っていたんですけども、残っている遊具って5基あったということですよ。

今使えていない遊具の使えない理由、どこが壊れている、ここが壊れているというのがありますよね。その理由を教えてもらいたい。おのおのの使用不能の原因は何か。

それから、各遊具はトラロープで囲われて、使用不能という札がトラロープにつけられている状態で、無視しようと思ったら無視して使えるような状態なんですけれども、トラロープで囲ったら絶対に誰も入らないとお思いでしょうか。使用しないとお考えでしょうか。もしくは、このような処置がされている、そのされている中で、使用してけがをする

子どもがいたとしたら、町はこういう処置をしているんで町には責任ないと、入った子が悪いんやと、そういうふうなお考えでしょうか。その辺のところお願いします。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 碓井議員にお答えをいたします。

まず、1点目の使えない理由ということでありましたが、これは10のうち9つ使えないということですが、基本的には木でつくっているものが多いので、木が劣化してきている。例えば、木の板を張っているところであれば、乗ったら、これ抜けたら危ないよとか、あとねじがちょっと緩くなってきかなくなってきたので危ないよとか、そういう観点で、公民館のほうで定期的に巡回をしているんですが、そこで危ないと判断した段階で、トラロープを張って使用禁止ということにしているということでございます。

現在、一つ使えるものにつきましては、ロープの上へ乗るようなタイプのもんですが、それにつきましては、今現在におきましては、ロープもかちかちになってないというか、弾力性があるというか、そういう状況でありますので1個使えるんですが、ほかのロープを使うものについても、ロープのほうもかなりかたくなってきて、なかなか乗ったら危ないなということで、使用禁止ということになっております。

2点目ですが、トラロープを張るだけで十分かというご質問であったかと思うんですが、これは、十分かと聞かれれば十分ではないと思うのですが、こちらといたしましては、危険だということはやっぱりお示ししないといけないので、トラロープを巻いて危険だということをお示ししております。あそこに入ることができないのかと言われれば、それは勝手に入ることはできるのですが、そこまでの対処は現在のところできていないということでもあります。

あと、けがをしたらどうするのかというご質問もあつたかと思いますが、それにつきましても、こちらといたしましては、今できる方策としては、トラロープを張って注意喚起をするという、そこまでしかできてないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 1つ目の、おのおのの使えない使用不能の原因はというふうにお尋ねして、お答えが、木は木やから腐ると、ロープも生もんやから腐る、傷んでくると、だからできませんと、全体のざっとしたことですね。

私の知り得ているところでは、例えば滑り台ですか、あそこは雨漏りするから使用できないというようなふうには聞いているんですけれども、間違えていたらすみませんけれども、雨漏りするから滑り台は使えんというのはちょっといかがなものかなと。屋根のない滑り台なんか何ぼでもありますよ。滑り台自体危険やから使えんと言うんやったら、それはわかります。ただ、一番上がちょっと壊れていて、それで雨漏りするから使えない。いかがなものでしょうね、そういうお考えは。

ほかのところは、ちょっと私もちゃんと調べられていないので、わからないので、そのとおりでと思うんですけれども。

それと、注意喚起はするけれども、それ以上はできないと。極端な話、壊れていてトラロープを張らないかんような状態のものだったら、そのロープを使うものなら、切ってしまったらいいんです、登れやんように、ロープを使えやんように。そんなもん切るのに何ぼもかかりませんよ。修理するというんならかかるかわかりませんが、切ってしまったら、普通、その網を使えないようにしたら危険ではないですもんね。やり方が安直やと思うんですよ。こういう形をとったから、これでええ。本当に町民、子どものこと考えたら、こういう安直なやり方でええんかなと。

親御さんにとったら、立入禁止になってあったから、あんたところの子ども勝手に入ったんやで、勝手に入って勝手にけがしたんやで、それで普通、気持ち的には通りませんよね。それは町から、行政のほうから、仕組みで言ったらこのとおりでなんかもわかりませんが、もっと町民の目線で見えていただきたいと思うんですよ。この後、今の状態、これをもうちょっと町民の方の目線というふうな考えで改善していこうというお考えというのはありますか。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 2点あったかと思うんですが、まず1点目の滑り台の件ですが、多分3階建てという大きな滑り台のことを指しているんかと思いますが、あれにつきましては、確かに雨漏りということもあるんですが、一番上に木の部分の屋根がついているんですが、あれが朽ちているので、それが危ないというのが一番の原因で、雨漏りも確かにするんですが、危ないというのが主たる原因であります。

それから、注意喚起だけじゃなくて、例えばロープを切ってしまうとか、もっときちんと対策をという話であったかと思いますが、そのことにつきましては、一番いいのは、あれ全部撤去してしまえば一番いいんですが、それにはお金がたくさんかかるということもありまして、できてないんですけれども、今後、碓井議員の提案のあった方法も含めて、どんな方法があるか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は10時35分です。

午前十時三〇分休憩

——・——

午前十時三十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

9番、田淵議員の質問を許します。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 3月議会に当たりまして、議長のお許しを得ましたので通告に従

いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の質問といたしまして団体への補助金はということで質問させていただきます。

毎回ですが、議会が近づいてまいりますと今回は何を質問しようかなと、幾つかの候補の中からいろいろと思いをめぐらすのが常なのであります。そのときに、最近強くなってきた思いがございます。それは今町はあるべき姿を保っているのだろうかとか、次の時代を迎える準備ができていのだろうかというような思いで、むしろ不安というのが適切な思いなのかもしれません。それが私の質問傾向にもなってきているのだと思いますが、今回もそのような思いからいろいろと考えて質問させてもらうことにしました。よろしくお願いいたします。

今回の質問、まず何ゆえこのような質問をするのかということをご理解していただきたく思いますので、このような時代の変化というか、話から始めさせていただきます。

私は、農業を生業としてきましたので、農業を例に挙げ、時代の変化をご理解いただきたいと思えます。

さて、昭和17年、既に戦争で不足し始めた主食である米を中心に、食料を平等に配分する目的で食糧管理法、食管法が制定されました。そして敗戦。戦後の日本にとって国民の空腹を満たすということは至上命令だったことは、容易にご理解いただけると思えます。

さて、コシヒカリという米の品種がございます。このコシヒカリは今も日本を代表する米の品種の一つでございます。生まれたのは意外と古く、昭和31年であります。品質、食味ともに非常にすぐれた農林1号という品種がありますが、この品種はいもち病に弱いという欠点を持っておりました。そこで、福井県の農業試験場が農林22号といういもち病に強い品種を交配してつくり出したものであります。ちなみに、コシヒカリの正式名は農林100号と申します。

しかし、このコシヒカリ、食味にすぐれ、いもち病にも強いのですが、茎が弱く倒れやすいという欠点を持っております。そのために収量を上げるために肥料をやり過ぎると、すぐに倒伏してしまい、収量は他の品種に比べて上がりません。そんなことで、育成された当時は食味よりも収量が優先された時代でありましたので、余り栽培面積は伸びませんでした。

しかし、昭和36年農業基本法が改正され、それは既に食料危機を脱した日本は、次においしいものを食べようよということで、果樹と畜産を選択的拡大品目という方向にハンドルを切りました。

そのように、量から食味、味覚への追求へと移行した農業は、果物や肉を求めるとともに、お米のほうも倒伏しやすくても、多収が望めないという欠点を持っていても、食味のすぐれたコシヒカリの栽培面積が徐々に増加してまいりました。中でも、自然環境が適した新潟県魚沼郡の魚沼産コシヒカリが日本の水稻の頂点をきわめるということになったの

であります。

そして、コシヒカりに続けとばかり、全国で食味を最優先とした品種改良が行われ、いろいろな品種が台頭してきたことは、皆さんもよくご存じのとおりであります。

しかし、1999年に食糧管理法にかわり、食料・農業・農村基本法が施行されることによって新しい局面を迎え始めました。それは、うまいものを食べようの上に個性というものが求められ始めたということでもあります。もう少しわかりやすく言いますと、和歌山県はミカンの産地であります。しかし、同じ和歌山県産のミカンでも、我々の周辺では若野のミカンはおいしいとされております。通常のみかんよりも3倍ぐらいの高値で取引されているのも事実でございます。

そして、さらに近年は、若野のミカンの中でも誰々さんがつくったミカンという、より個性豊かな産物が求められる時代になってきている現状にあります。

以上の説明から何を言いたいのか、何をご理解いただきたいのかというと、昔のように空腹を満たすという単純な一本道の時代なら、行政は単純に補助金をつけるだけで目的はある程度達成できてきたのであります。行政ニーズが複雑化、多様化してきた時代の変化の中で、徐々にその有用性を失い、現代では既にそのような時代は終えんしたと言ってもよいのかとも思っております。

そして、この形は第一次産業だけでなく、相似形、同じような形をあらゆる産業の中で示してきていると考えております。

しかし、行政側の対応を考えれば、予算が豊富にあるのなら専門家を採用してより行政ニーズの対応を深めていくことも可能なのでありましようが、現実的にどこまでできるかとなると、はっきり言って限界があると言わざるを得ません。

つまるところ、町づくりのための各種組織、団体の活動支援は、許せる範囲での補助金に強弱をつけることと、できる範囲で職員がお手伝いする程度のことが、町としてできることの限界だと言わざるを得ないのが現状であるということでもあります。

そこで、今回質問したい肝心なところでありますが、我々もその複雑化する行政ニーズに対応するための「術」を持つべきではないかということでもあります。そのすべ、手法ということですが、各種団体がその目的を達成してもらうためには、まずその補助金を出す団体を知ることには尽きると思います。その組織、団体の目的、目標は、そして現状は、さらにその課題への取り組み状況は、そしてその結果、次への課題はを明白にしていることが、まず必要不可欠であるということでもあります。

そして、町の行政改革でなく、町が出す補助金に対してもインプット、アウトプット、アウトカムを明確に把握しなければ、補助金が生きているか死んでいるかが把握できないということでもあります。

そこで、1つ目の質問として補助金を出している団体の1年間の活動をどのような方法で把握、認識しているのかお伺いします。

次に、現状把握ができれば、各団体によって、この団体は今補助金を増額する必要があるとか、補助金の割に成果が上がっていない、どこか改良しなければ、また補助金の割に成果を出してくれた等々が見えてまいります。

予算書を見ても、毎年同じ金額を補助金として出しているが、どうなっているのかなとふと考えることがあるのも、私だけではないと思います。また、ことしのように枠配分方式で3%マイナスシーリング方式をとった場合、通常補助金は19節負担金補助及び交付金で枠配分方式の対象内です。だからといって、一律3%カットというわけにもいかないと思います。現状もそのようになっているとも思っておりません。

そこで、補助金の金額決定は誰がどのように判断、決定しているのか。担当課長が判断しているのか、それとも昨年度の補助金を提示して、町長が町長査定で金額の決定をしているのか等々、補助金の判断はどのように行っているのかお示しいただきたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の団体への補助金はこの質問の中で、まずは補助金を出している団体の1年間の活動をどのような方法で把握、認識しているかにお答えいたします。

町村会で決定したものや、国の出先機関からの負担金は別としまして、町の任意団体につきましては、町の補助金等交付規則に沿う形で年度初めに事業計画書と申請書を提出してもらい、町から交付決定と指令書を発行、その後、団体から請求書をもって支出し、年度末または年度経過後に実績報告を出してもらうという形をとっております。年間の活動状況につきましては、基本的にはそれぞれの担当課で把握しております。

続きまして、補助金の金額決定は誰がどのように判断し、決定しているのか、担当課長が判断しているのか、それとも昨年度の補助金を提示して町長が町長査定で金額の決定をしているのかのお尋ねでございます。

予算要求時に各課で次年度予算額の検討をするわけですが、まず前年度補助額をベースに、特別な事情により増減がある場合、予算査定での協議となり、特に増額の判断などは最終的に町長、私が決定しております。平成29年度当初予算におきましても、新規の補助金の要望もありましたが、一部には見送りを指示したのもございました。

議員が言われる「補助金が生きているか、そうでないかの判断は、その団体を知ること」というのは、まさにそのとおりだと私も思っております。できる限り、私も担当課長も、その団体の総会や日ごろの活動の場に顔を出すことが重要であると認識しております。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的には町長が言ってくさっていることで結構でございます。

ご答弁の中にも、補助金が生きているかそうでないかの判断は、その団体を知ること、

私も質問文に答えましたように、町長もそう言ってくださっておるということは、本当にそのとおりで、私も異論ございません。

ただ、その後で、長も担当課長もその団体の総会や日ごろの活動内容についていく、それは確かに出て行ければいいんです。でも、実際長々と私が説明したのはなぜかというが、実際問題難しいんよ。町長も暇でもなければ担当課長も暇でもないんよ。だから、私この文章の中で入れさせてもらった、行政ニーズがこんなに難しくなってきたら、それを知るすべを知ろうやないかと。方法、一つのシステムをつくったらどうかなということの提案なんです。

議会のほうから重要施策云々というようなことで、様式も条例の中に出させてもらっておりますけれども、町長はの中で町の補助金等交付規則、ああ、こんなもんがあるんやって、僕この答弁をいただいて初めて、恥ずかしい話ですけどね。ほんで条例、出してみたんです。かなり複雑なんです。私も幾つか、議員やらせてもらうまで、町の団体の世話をさせてもらってきましたけれども、こんな交付規則にのっとった様式、1回も出したことないんです。ということは、多分課長さんなり担当課員がそれを書いて提出して下さっていたということなんでしょうね。

しかし、文書的にはそれでいいかもわからないんですけれども、実際問題、もうちょっと団体の長になった人がみずから書くような、そんな簡単なものもあってもいいんじゃないかなど。多分あの様式、私見せてもらって、何々団体という団体をしている長に、「はい、これ書いてください」と言うたら、「そんな難しいもん書くんだったら、俺は長をやめる」といきなり言う方が多いと思うんです、正直。

ならば、もっと要点を踏まえたものがあってもええんやないかな。それとあそこまで形式的にというのは、やっぱり正確さを求める行政としてみたら必要なのかもしれないけれども、それ以上は申しませんけれども、難しいなと思います。

まず、私がここで一番言いたかったのは、時代がこんなに変わってきてんと。だから補助金出すぐらいしか実際できんねんと、職員の人も忙しいさかい、そんな細々したとこまでせえというのは無理やと、そうならば、それを知るすべを知るシステムをつくろうやないかということを提案したいというのが今1つです。これは一番、これで質問の趣旨はそうなんです。

それで、次に、この様式に沿って出されたものというのは、閲覧させてもらえることができるんでしょうか。それを2点目聞かせてください。

それで最後に、いろんな話を40分という時間制限の中でできんので、1つだけ聞きたいと思います。私、農業関係の話なんで。農業振興研究会という組織がございます。その中に、水田農業研究会という組織がございます。今町長のご答弁なら、水田農業研究会というのは、何を目的に昨年度どのような活動を行ったかということをちょっとお教えいただけたらと思います。いや、資料がないという話になると思います。ならば、水田農業研

究会というのはどういう目的でつくられたか、その目的だけぐらいいは資料がなかっても答えられるん違うかなと思うんで、ご答弁願います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

今補助金の団体等々が、なかなか長の人がそういった補助金の申請書等々は出しにくいのではないかなという形でのご質問だったかと思うんですけれども、この辺に関しましては補助金等交付規則ということにのっとりましてしておるんですけれども、一度現実に即応している、そしてまた即応していないというんですか、何というんですか、検証を一度していきたいなとこのように思います。

いろんな形で田淵議員が、すべというような形のお言葉もあったかと思うんですけれども、私自身もその辺に関しましては田淵議員と同様で、いろんな形でその各種団体等々を、何もかもじゃないですよ、できてはいないんですけれども、知るといことは大事だと思いますし、先ほど私自身ご答弁させていただいた中で、私、また担当課長もできるだけ行かせていただいてというのは、本当にはおるんですけれども、なかなか各種団体が多々ございます。その中でできている団体、またできていない団体、行かせていただいているんですよ、それがおらない団体もあろうかと思えます。改めまして、その辺につきまして規則ということで、もう少し簡素化というか、その辺も含めた中で一度検討してまいりたいなと、このように思います。

そしてあと2番、3番につきましては、担当課長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えいたします。

手元にちょっと資料がございませんので、詳細については後ほどまた改めてご説明させていただければと思っております。

ただ、その水田の会ですけれども、そもそも毎年度、農業振興研究会という団体に対しまして1,400千円補助金を支出してございます。一般的に農振、農振と我々略称で呼ばせていただいておりますけれども、その農振さんの下部組織といいますか、各構成組織におきましては、先ほどの水田の会、それから松葉堆肥のブランド研究会、さらには農業経営者協議会、また朝市の会等々、恐らく7つ、8つの下部組織があったかと思えます。この1,400千円の補助金につきましては、それぞれその下部組織へ、さらに中で分配されているという状況でございます。

例年、補助申請、それから実績報告におきましては、それら下部組織の歳入歳出の決算書まで当方いただいております、拝見させていただいているところでございます。

ご質問のところの何をやっている団体というのは、すみませんがちょっと手元に資料がないので、申しわけございません。

以上でございます。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 先ほどお尋ねありました実績等々関係書類の閲覧は可能なのかというご質問でございます。

基本的に各課で、先ほど町長から答弁ありました流れに沿って、補助金交付規則に従う形で書類を出してもらっている形になりますので、それぞれ原課で見ただけであれば、例えば総務政策課であれば交通安全協会美浜分会であったりとか、区長会さんであったりとか、そういうところについては、補助申請で実績報告というあたりはいつでもお申し出ただけで見ただけということでございます。

それと、様式の簡略化という部分は、町長から今検討していますということでありましたので、一度考えてはみますけれども、まず計画があって、それに対して申請してもらって、年度末に実績を出してもらうという流れはなかなか変えにくい部分があって、この様式によらずとも、きちんとその会の総会資料であるとか決算書であるとかいうのを、これにかわるものとして出していただくというのはありはありだと思えますけれども、逆になかなかそこまでようやらんよという団体もあるかもわからないので、ちょっとどんな形で簡略化できるかというのは一度検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 総務政策課長のご答弁、よく理解しました。

ただ、なぜそういうことを言うてるかというのは、確かに文書上、行政上、きちんとした総会資料も含めて閲覧に耐えられるものをそろえるべきやというのは、これは仕方ないというより、あるべき書類なんで、それはもうそのとおりやと思います。ただ、私が言うてる趣旨、組織そのものも、時代の流れがややこしくなってきた中で、この中でそういうかた苦しいことばかり対応して、職員の方が対応してやっても、住民の方はわかりにくいところがあるんです。だったら、もっと簡単な資料でもええんで、その団体の長の方に一遍これ書いてくださいというような場面があったら、もっと、ああ自分の組織というのは町の中でこういう場所に位置づけられて、こういうことをしてるんやなという自覚ができてくると思うんです。そこを言っているんです。

だから、私も長い間、昔の話ですけれども、いろいろお世話させてもろうてる中でも、こういう難しいことまでしてくださっているということは、全然理解できていなかったということ言うてるんです。

だから、やっぱり町もそこまでしんどなってきたんだったら、住民もやっぱり責任とかやらないかんという意欲とかというものをきちんと表現できる場というものは必要なと思うんで、その趣旨さえご理解いただけて、それなりの対策をとってくれるんだったら結構でございます。

課長の水田農業研究会のほうですけれども、なぜこの話をするかと申しますと、昔全体

ばらばらに出していた、もちろん私が議員になる前の話なんです。ばらばらで出していた時代があったんです、旧来の陋習で幾ら出してたさかいたまたやるというような格好で。それじゃ生きてこんのどという話で、当時御影という普及員さんがおられたでしょう。あの方が一旦全部整理すると、解散すると、その中で必要なものは組織をつくって、それを農業振興研究会という形でくくったんです。

その中に入っているからわからないということだったら、結局振興研究会そのものが把握できていないということになるんじゃないんですか、まず。多分できていないと思うんです。

それで、この水田農業研究会というの、なぜこのことを聞くかというたら、私がお影普及員なり、上田という営農指導員さんに行って、今お米が余ってきて減反、転作になってきたけれども、こんないつまでもないようになれへんで、さっき説明させてもろうた理由で。時代が変わった。

ならば、この美浜町って今こんだけ水田がぎょうさんあるんや、たくさんあるんや、ならここで米にかわるもんをつくったらそれでええん違うんかい、それで水田農業研究会というのをつくったんです、その趣旨を理解してくれて。当時役場も300千円ぐらい出してくれたんです。この会に。農協から200千円と、年に500千円ぐらいあったんです。

私、4年その会長をさせてもらって、いつまでもやっているのは、また停滞につながったらいかんと思うんで人に譲りました。途端にヒマワリ迷路らして遊んだことある。でも、いまだにあるんでしょう。結局実態ら全く把握できていないということなんですよ。

でも、水田農業研究会をつくったこの趣旨というか、その大切さ、課題として残されたままなんです。決してこれ課長を責めるつもりはございません。現実というのはこんなもんやということをご理解いただきたい。

そのご理解いただいた上で、町長、私が一番最初に言うた趣旨、政治も難しなってきた、職員も忙しい、ならばそれを有効に使うすべを考えようというそのところ、私が言っている意味、ご理解いただきたいなと思います。ご答弁あれば一言お願いします。それ以上もう申しませんので。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

いろんな形で提案、すべというような言葉で頂戴しました。この言葉をかみしめながら、今後も行政ということで取り組んでまいりたいなとこのように思います。ありがとうございます。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 次の質問に入らせていただきます。

第7次美浜町行政改革への取り組み。第7次行政改革への取り組みについてお伺いいたします。

前回、12月議会「行政改革・行政評価」と題しまして質問をさせていただきました。その中で質問理由等については既に説明してまいりましたので、今回は省略させていただきます。

まず、町長は今年度の施政方針の中で次のような発言をしておられます。

「最後に、計画の進行管理でございます。長期総合計画・後期計画については5年間PDCAサイクルを回しながら検証していくことになっていきますし、その他の計画についても同様であると考えてございます」とのことでございます。PDCAサイクルの説明の必要はないと思いますので、前もってこのことだけは示させていただきます。

それは、この行政改革実施計画、まだ3月なので今年度が終了していない、9月議会で決算承認が終わらなければ発表できないという考え方であります。

このことに関してですが、12月議会でも説明しましたように、PDCA（計画、実施、検証、見直し）というのは、まず「課題設定」がありまして、次にそれに対して「Plan」としての計画、分析、戦略をつくりまして、次に「Do」、インプットいわゆる資源を一定量投入いたしまして、次に「Check」としてのアウトプット、資源の投資結果の量的な変化が起き、次に、この量的な変化に対してのアウトカム、いわゆるどのような質的变化が起きたのかをチェックして、それで「Action」、このように改善できたという最終結果があるわけであります。

このことから、本年度予算を組む時点で、既に本年度の課題設定が必然であるということ です。

12月議会でも指摘させていただきましたが、行政評価というものが機能するかしないのかを考えたとき、大切にしなければならないポイントは課題設定でございます。事業評価の悪い例の特徴は、最初の課題設定が不明瞭であるということでありまして。これで、年度が終わっていないからわからない云々というのが、いかにわかっていないかということがご理解いただけると思います。もしまだそのようなお気持ちがあるなら、トータル・クオリティー・マネジメントなり、ニュー・パブリック・マネジメントをもう一度よく見直していただきたいと思っております。

そのような前提を置いて質問に入ります。

我が町の行政改革の実施計画は、4つの主要施策があり、それに対して14の実施項目が上げられています。

そこでお伺いします。28年度、14の実施項目の各目標数値を目指して取り組んでこられたことと思っております。その結果、29年度を迎えるに当たり、平成28年度の取り組みから1つ、「C」チェック、どのような質的变化が起きたのか。質的变化であります。

2、「A」アクション、結果はどのように改善、最終結果が出たのか。

3、そして、その課題に対して、29年度は予算を含め、どのようなプランを作成しているのか。

以上の3項目に分けて、各14項目、実施項目ごとにお答え願いたいと思います。

そして、朗読だけでは理解しかねますので、書面でお示しいただき、その書面に沿ってご説明、ご答弁いただきたいと思います。できれば、同僚議員も知りたい、いや知っておかなければならない責任のあることだと思いますので、全員に配付していただけたらと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の第7次美浜町行政改革への取り組みで、1点目が「C」チェック、どのような質的变化が起きたのかにお答えいたします。

議員からご指示がありました書面を作成しましたので、お手元に配付させていただいてございます。平成28年度の実績値については、年度途中であり確定値ではなく、参考値となっております。

それでは、質問1につきまして、第7次美浜町行政改革実施計画で掲げた実施項目における平成28年度の実施内容の取り組み状況により申し上げます。

1つ目、職員研修の実施につきましては、自治体職員として、町の財政の現状を認識し、また認知症を正しく理解する機会となる研修により職員のスキルアップが図られました。

2点目、ムリ・ムラ・ムダの削減につきましては、改善提案制度の実施には至ってはいません。

3点目、町単独補助金の合理化につきましては、各事業内容により逆に増加となっております。

4つ目、消耗品費の削減、5つ目、修繕費の削減、6つ目、光熱水費の削減につきましては、いずれも従来からも経費削減に努めながら業務を行ってまいりましたが、改めて行政改革実施計画により目標値を定めたことで、改めてより強いコスト意識づけができてございます。

7つ目、委託費の削減につきましては、近隣市町と委託業務を共同で行うなど、事務の連携や情報システムの共同クラウド化による削減を図りました。

8つ、時間外勤務の削減につきましては、各部署において業務分担調整をしながら事務の効率化を図り、副町長の統括によるノー残業デーの徹底が図られました。

9つ、医療費（国保・後期高齢者）の抑制につきましては、ジェネリック医薬品の推進や、特定健診の受診率の向上に向けた受診勧奨や、重複・頻回受診者訪問指導の実施により医療費の抑制に努めました。

10点目、財政調整基金残高減少の抑制については、取り崩すことなく残高が約10,000千円の増となる見込みでございます。また、平成29年度予算編成に当たっては、枠配分方式を採用してございます。

11、ふるさと納税の推進につきましては、従来の町への直接納付に加えまして、楽天市場にて美浜町へのふるさと納税ができるように納付方法を見直ししてございます。

12、新たな財源の確保につきましては、目新しい財源確保には至りませんでした。

13、セキュリティーの強化につきましては、情報漏えい防止を強化するため、システム変更や職員のセキュリティー研修を実施し、情報管理意識が高揚されてございます。

14といたしまして、情報提供の充実につきましては、美浜町暮らしの便利帳の発刊やフェイスブック等新たなツールを開設し、情報発信に努めてございます。

2点目といたしまして、「A」アクション、結果どのように改善、最終結果が出たのかにお答えいたします。

議員がご指摘の、ご質問にある「A」の改善のことですが、「C」の確定結果による数値評価をもって次にどうすべきかということが「A」の改善であり、現時点では確定数値が出ていないので、「C」の評価に対する「A」改善の分析や最終結果は出せてございません。4月以降に確定した段階で数値評価をすることになってございます。

続きまして、3点目といたしまして、平成29年度は予算を含め、どのような「P」プランを作成しているのかにお答えいたします。

第7次行政改革実施計画は、5年間の目標値をどのように達成させていくのかの観点でのPDCAとなつてございます。1年1年の改善は数値が確定した上で考えることになるので、予算の決定とは別の分野でございます。今後どうしていく「P」プランについても「A」の改善分析が出ていないことから、「P」につきましても数値が確定する4月以降に考えることになってございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 一つ一つ、ご答弁確かにいただきました。

ちょっと私の質問文で、いわゆるPDCAサイクルについて1、2、3、4、5、6と丸をつけた質問文の中でお手元にあると思うので、ちょっと見ていただけますか。

ここの中でちょっと流したら、課題設定、何に対してどうするかという課題設定があつて、それからプラン、分析、計画、戦略というものをつくって、それからドゥー、インプット、いわゆる資源を一定量投入し、次にアウトプット、チェックとして資源の投資結果の量的な変化。今町長が読んでくれたの、確かにきちっと書いてくれております。これは結局ドゥーのインプット、いわゆる資源を一定量投入した。こんなことしましたでしょう。次チェックとしてアウトプット、資源と投資結果の量的な変化、もうここはほとんどのところがないんですね。それでいま一つ、あとの5、6、プランとかそこら辺、ここら辺は町長まだできていない。それ、多分できていないから質問しているんです、余り切り込まんようにしながら。普通このPDCAサイクルというのをきちんと理解できたら、町長、あとの質問点というのは恥ずかしくてできんと思う。

要するに、このアウトプットというのは結局この中に一つもないわけよな。そのことがご理解まだできていない、見えていないんだと思います。私も初めて質問でトータル・クオリティー・マネジメントで一般質問したら、「田淵、また難しいことを言う。中島みた

いやな」と笑われたんです。でも、初めて講演を聞いたときに、行政もこんな難しいことを勉強せないかんのな、しんどいなと思ったんです。議員ってしんどいなと思ったんです。

でも、やっぱり説明を聞いていたらこのところをきちんと押さええなんだら、もうこれからついていけん、やっていけんと思うようになって、このあほな頭で私なりに頑張ったんです。

まだ十分わかっているとはゆめゆめ思っておりません。でも結局私どこかで悪い例というのを言ったことがあると思うんです。悪い例というのは僕今回は書いていなかったんですけども、悪い例というのはその課題設定が不明瞭やと。ことし何するんなどという課題設定が不明瞭や。課題設定が今の3月で5年になるねんさかい、5年後って今はっきりしてないもん、5年後も絶対はっきりしていないです。

課題設定でできるもんをせなんだらできならよ。日本記録10秒まだ切っていないやけども、多分この中で100mを10秒で走れる人間ないわけよ。でも、どれぐらいで走れるか。多分僕だったらもう18秒、19秒かかるかもわからん。途中でこけてから到達せんかわからへん。でも、遅い人間でも到達できそうなこと書かなんだら、それは課題設定が不明瞭というのは、できんことを書いているん違いますか、まず。

それでできんことじゃない、できることを書くために、要するに課題を話し合う場がないんじゃないんですか。多分ここで想像ですよ。これやったらできそうやかと1人か2人でばばばと書いたん違うか。

まだこの中で一番この最初の人材育成の中で欠けているのが、マネジメントの研修の実施。こういう計画をやろうと思ったらやっぱりマネジメントの実施というのを一番最初にやらなんだら、1年目ほかをほってでもマネジメントの研修やるぐらいの話が出てきてもええん違うんかなと私は思います。

いわゆる課題設定というのは、こう決めようとそこがまずあやふややさかいに、1人か2人がきれいごとと言うたら全く失礼な表現ばかりです。僕、実際この文章を見て、この課題、僕できると思わん。僕はできん、少なくとも。物すごく難しいことを平気で書いている。

それといま一つ、これ、ちょっと皆さんもよく覚えておいてほしいんで。私も聞きかじり、講演の受け売りなんですけれども、例えば近年肥満が多くなってきて、糖尿病の心配が多いという現実があるとします。だったら、これを改善するに行政としてどんな数値の設定の仕方をするかということなんです。僕も最初そんなもん数値化できるかよという話です。

そこで、いわゆるディスカッションというかダイアログというか、みんなで話したときに、結局この美浜町から肥満をなくして糖尿病を減らすといたら、糖尿病という患者がどれくらいあるか、肥満計数を超えている人がどれくらいあるかと、これの把握はある意味ではどこかで必要やと思います。それも全体を把握する人より、一つの部分をチェック

して100人を無差別にするとかいろんな方法があると思います、把握の仕方は。それで把握しようか、どんな把握の仕方をしようかという話し合いが必要やと思います。

それでそのために、なくすためには、やっぱり食べ物に対する講演、知識を持ってもらうのが必要やと思います。これもみんな話し合いで決めよう。それで、その講演に町民全員が参加する、こんな絶対不可能です、今までの経過もあるので。大体普通だったら100人ぐらい参加してくれるんやったら、各地区回って今度300人に聞いてもらおうよ。300人聞いてもろうたらこれくらいの何をする。

結局できる目標設定をしていって、結果そのアンケート、100人なら100人を無差別にしたで肥満がどんだけとか糖尿病がどうやと、その結果が何%変化したか。結局これがアウトプットなんですよ。

だから、皆さんの家庭は幸せになってくださっているはずである。この人の命は救えた。そういうインプット、アウトプット、アウトカムにしてみてもPDCAにしてみても、その目標の設定の仕方というのはそんなものなんです。そここのところがわかっていないから、こういうすごいことを書けるんですよ。そここのところをぜひわかっていたきたい。

これ、間違うてあるとかなんとかじゃなしに、PDCAサイクルを、町長がことしの施政方針の中でPDCAを回しながら検証していくことになってございますと言うんだったら、このPDCAというのをもうちょっと勉強してもらいたい。

そうでないと、結局5カ年の計画、今までそれ回っていなかったんです。それで、昔は中央集権は回す必要もなかったんです。まあ言えば国が言っていることをいかに忠実に消化していくかが目標だったんです。でも今、時代が変わったんです。だったら、今言うてるようにきちんと達成できる目標設定をまずすることです。

そこから先どうこうは申しませんけれども、一般質問の一番冒頭に申しましたように、最近町が時代についていけないかどうか非常に不安に思うというように、そういう思いから質問したし、そういう思いがあるからあの文章、一文を入れているんです。その中で結果こんなことをしましたよと町長が書いてくれているのは、もうちょっと勉強してもらったらこんな恥ずかしいこと書けんなと思っていただけ、言っている意味が理解していただけたと思います。

少なくとも、計画したときアウトプットというものをきちんと出せるような組織でなかったら、結局アウトプットがきちんと出せんということは、来年のプランも、課題設定がちゃんとできんのやさかいに、また来年も同じことになってしまう。

5カ年計画でああやって1年して、こんなことしましたよ、この文章、町長の答弁のとおりなら、役場の中は随分変わったのかなと思います、もしこの答弁のとおりだとしたらね。

でも見る人から見たら、ちょっと失礼な話ですけども、そんなPDCAって言わんで言うと思います。ちょっときつい言葉も言わせてもらいましたけれども、この町が、

少なくとも日高郡市の中では美浜町はちょっと一つ頭抜けているなど、そんないわゆる評価を受けたいんで。きついことも言っておりますし、答弁もそこまで求めません。でも、私が今言っていることは十分ご理解いただきたいなど、そういう思いで質問を終わるというよりも、町長、一言あればご答弁お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

P D C A、アウトカム、インプット、いろんな形でご提言、ご提案いただきました。それに関しまして担当課ともどもさらに勉強、造詣を深めていきたいなど、このように思っております。

それと田淵議員が、いろんな形で、国がいわば紋切型の行政からいろんな形で差異のある行政というんですか、変わってきつつある行政というような形でのお話もあったかと思えます。それに関しまして田淵議員もご存じ、ご承知のとおり、いろんな形で一極集中を何とかせんとあかんやないかというような形の中で、ご存じ、ご承知のとおり地方創生ということも一生懸命現時点では取り組んでおる状況でございます。そういったことも勘案しながら、行政と、そして議会というような形の中で、お互いにいろんな形で切磋琢磨しながら、そして両輪のごとしということで今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、さらなるご支援、ご協力ということでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 時間まだ少しだけあると思うので、今の町長のご答弁について一言言います。

ご理解くださいますありがとうございます。私もまだ議員の席でいる以上、今言うたことについてはできているのかなとか、皆さんの努力というのも認めるべきところは認めさせてもらいたいと思えます。今の町長の話聞いて、ああ、町長も思いとしては一緒なんやと。

ただ、議員というのは10人ございますので、ある意味で全体を見る余裕がございます。現場でいたら日ごろの多忙さに追い回されて非常に不自由というか、見えなくなるところもあるかと思えますけれども、私は原点というのは、今町長がおっしゃってくださったみたいに、この町をいかに時代についていけるようにするかということだと思いますので、その意味では町長が言っていることと同じでございますので、随分と失礼な表現を使ったかと思えますけれども、その部分についてはちょっとお許しいただきたいと思って、最後の発言にします。答弁は結構でございます。

議長、これで質問を終わります。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分です。

午前十一時二十五分休憩

午後一時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。午前に引き続き一般質問を行います。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長にお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

ふるさと納税の現状について。

第1回定例会の一般質問に当たり、その後のふるさと納税の取り組み、現状について、平成28年第2回定例会、第4回定例会に引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

去る第4回定例会での一般質問において、現状についての取り組み状況や新たな取り組み、進捗状況について聞かせていただき、当町の特産品をもっとアピールするべきではという質問をさせていただきました。そこで、町長の答弁では、現時点での返礼品のラインナップは、キュウリ、シラス、お米、早なれずしの4つで、ほかにもトマトやイチゴ等は出品に向け準備中であるとのことで、今後においては、夕暮れ市やアンテナショップに出品されているという商品など、返礼品の品ぞろえを充実するよう取り組んでいくとのお話をいただきました。

この定例会の議案にもありますように、平成29年度の美浜町一般会計予算などの編成に当たり、自主財源が大変厳しい中、町長は、限られた財源の中で平成29年度予算を編成されたと思っております。第7次美浜町行政改革実施計画においても、平成32年度の目標額3,000千円という数値目標を立てられ、民間のネット販売業者である楽天のサイトに登録され、日々税収アップを目指し、担当課、また担当職員さんにおかれましては試行錯誤されていると思っております。

そこで、5点について、お伺いします。

1つ目、現状において自主財源が大変厳しい中、平成29年度予算を編成するに当たり、人件費等も含め、いろんな必要経費や事業費もかさんできていると思っておりますが、それを穴埋めする収入確保を、町長はどういったことを思いながら予算編成をされておりましたか。

2つ目、このふるさと納税について、楽天のサイトに登録され、全国の皆様にもPRされていることと思っておりますが、現時点で、当町へのふるさと納税は増加傾向にありますか。

3つ目、楽天以外のインターネット業者などには登録していないのですか。

4つ目、新たな取り組み状況は何かありますか。

5つ目、返礼品の取扱業者は町内に限っていると思っておりますが、町外にも視野を広げるおつもりはないのですか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員のふるさと納税の現状についてのご質問の中で、5点が

ございます。

1点目が、収入確保を町長はどういったことを思いながら予算編成をされましたかにお答えいたします。

施政方針でも申し上げましたが、アベノミクスの恩恵を受けて税収が大きく伸びるといような状況、状態には、現時点ではなってございません。したがって、限られた財源の中で種々選択しながらの予算編成となったものでございます。ふるさと納税を大幅に予算計上できるような見通しは現在のところありませんが、魅力ある返礼品をふやしていきたいと考えてございます。

2つ目でございます。現時点での当町へのふるさと納税は増加傾向にあるのかにお答えいたします。

まず、従来からの一般的なふるさと納税についてでございますが、平成27年度は6件で1,280千円、平成28年度は8件、1,290千円でございます。これには、それぞれ大口の1件1,000千円のご寄附を含みます。これに加えて、昨年10月から始めました返礼品によるインターネットでのふるさと納税でございますが、2月末時点で、18件で計179,735円となっております。そういう点では、少しでございますが増加傾向となっております。

3点目でございます。楽天以外の業者登録はしていないのかのご質問でございます。

隣の市では、楽天市場のほかにふるさとチョイスと契約しているものと聞いてございます。納税額で成果を上げている自治体の状況を見ますと、複数のインターネット業者と契約しているケースがほとんどでありますので、今後そういう方向で進めていきたいと考えてございます。

続いて、4点目でございます。新たな取り組み状況は何かありますかにお答えいたします。

とにかく返礼品の品ぞろえをふやすということで取り組んでございまして、近々、町内の胡蝶蘭の栽培農家さんも出品していただくこととなっております。これまでの返礼品と同様、都市部からの引き合いが望めるのではないかと期待しているところでございます。

5点目でございます。返礼品の取扱業者は町内に限られていますが、町外にも視野を広げるつもりはありませんかにお答えいたします。

基本的には、地元産品を売り出すきっかけとしたいという思いから、できるだけ地元の商品をとる考えはございますが、例えば一つの案といたしまして、カナダ移民の町である美浜町の特徴を生かして、カナダの名産品を取り扱う店に返礼品を扱う業者として登録してもらうなどのアイデアは持ってはございます。そういう意味では、町内の業者さんにこだわらない姿勢でございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目、町長は、どういったことを思いながら平成29年度予算編成を行いましたかということについてですが、現状においても、また今後、交付税等の減少が予想される中、年々自主財源が大変厳しくなってくると先ほども言わせてもうたんですけれども、思われます。笠野副町長、西山地方創生統括官がおられますので、国及び県から、もっともっと交付金、補助金を獲得できるものはすべきであると思います。それと同時に、町へのふるさと納税等の一時的な税収についても納めていただけるよう、当町として最大の努力をすべきであると思いますが、町長はどうお考えですか。

それと2点目、昨年11月に楽天市場のサイトに登録され、ふるさと納税についてPRをされていると思いますが、現状において、全国の自治体も同様の方法でPRされていると思います。その中において、当町の特徴であると申しますか、ほかの市町村に引けをとらない何かがあれば一番いいんですけれども、今後、ふるさと納税について、町長は増加していく傾向であると思われますか。

3つ目、今後、楽天以外のインターネット業者にも登録を考えていくということでおっしゃっておられました。ほかには、どんなところへ参戦、参画していかれるおつもりなのか、もし現時点であればお聞かせください。

4つ目の新たな取り組みにつきましては、担当課において日々努力され、一つ一つ増加傾向にあると思いますが、現状において、ほかにこんな取り組みがあるとか、苦勞してきて交渉中ですかというのがあれば参考に教えていただきたいです。

5つ目、返礼品の取扱業者については町内に限っていますが、限界が来れば町外も拡大されるということですが、現時点においてどの辺まで拡大しようと考えているとか、いろいろビジョンがあれば教えてください。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 1点目、ふるさと納税への努力というふうなご質問でよろしいんですか。

ふるさと納税への努力ということでございます。先ほど私自身ご答弁もさせていただきましたが、やはりどちらかと言えば地元の産品というか、品ぞろえ自体が、現時点で言えば、胡蝶蘭も含めまして、たしか6つの品ぞろえしか現時点ではございません。逆に、ふるさと納税ということで、インターネット等々で選んでいただける顧客というんですか、その方々のことを勘案いたしますと、やはりそういったできるだけ幅広い、品ぞろえ自体がまだまだ少ないのではなかろうかな。

例えばですけれども、よくふるさと納税等とも、ふるさとチョイスとか、さとふるとか、楽天とかあるんですけれども、よく出てくるのは何ですかというたら、北村議員のほうがよくご存じだと思うんですけれども、例えば新鮮なお魚がふるさと納税の返礼品であるとか、または随分と高級というか、おいしいお肉だとか、そういった形が結構多いのではな

かろうかなとか思うんですけども、現時点で言えば、その辺が美浜町の少し弱いところかなと認識しておるような状況でございます。

続きまして、ふるさと納税への増加ということでございますが、やはりこれにつきましても品ぞろえというのが第一義だと思いますけれども、それとともに、私どももそうでございます、ここにいらっしゃる方々にも逆にお願いもしたいというのが、そういった形でインターネットで選んでいただけるときに、ぜひともインターネットじゃなくて口コミ等々もあろうかと思うんですけども、こういった美浜町のほうにぜひともふるさと納税ということをしていただきたいですよということで、また逆に、私どももしてございます、議員各位もそういった形でお声がけというんですか、その辺もぜひともしていただきたいなど、このように思っております。

私の関係もそうなんですけれども、美浜町のふるさと納税でさせていただいて、そして随分といらっしゃるんですけども、ちりめんセットというんですか、あれが欲しかったよということで私も話も聞いておるような状況でございます。そういった口コミも、インターネット等々ということで、すごくコンピューターの駆使も大事なんですけれども、それとともに人間の生活の中に、人間と人間のそういった心のこもったつながりということも大事ではなかろうかなと、このように思っております。

楽天ということで今させていただいておるんですけども、それとともに、結構ほかの市町村もそうなんですけれども、結構そういった楽天市場とか、さとふるとか、ふるさとチョイスというんですか、そういった形でやっておるところも多々見受けられますので、その辺も前向きに考えていきたいなど、このように思っております。

続いて、産品、これの交渉中ということでございますが、私自身、今聞き及んでいるのは、後で担当課長のほうからもご答弁させていただきますけれども、胡蝶蘭というような形もお伺いしております。それと、現時点で言えば、向こうのスーパーというんですか、よってってさんのほうも詰め合わせというんですか、その辺も申し込みを今していただいておりますような状況でございます。とにもかくにも、今のところは品ぞろえが少ないというような形の中で、ネットで選ばれるときですけども、やはりその辺が美浜町の大きな弱点ではなかろうかなと認識しております。

それと、5点目が町外への拡大ということなんですけれども、先ほど私自身ちょっとご答弁させていただいた中で言えば、例えばですけども、まだまだアイデア段階なんですけれども、カナダへ何で渡ったのということだったら、そこでサケ漁ができて、ここで生計ができるやないかということで、続いて自分の兄弟とか親戚等々をお招きして、それでアメリカ村という向こうの大きなのができたということでございますので、やはりちなんでもサケ関係とかはおもしろいかなと思うんですけども、ただ、現時点でカナダのほうではサケがなかなか少ないというか、日系の人が、現時点で言えばサケ漁をなりわいにしていることはゼロというような形でお聞きしております。

それと、私自身の知っている方、例えば神戸のほうから、以前ですけれども、カナダへ本当に猪突猛進で行って、そこでサケを買って、そして、それをまた日本のほうに持ってきて、そしてスモークサーモンにしたというような形のこともお聞きはしておるんですけれども、前段でお話しさせていただいたとおり、今は、カナダのほうでなかなかサケが、日本人が購入等々はできづらいということも聞いてございます。

その方なんかは、カナダ産以外のサケを使って今京阪神のほうでスモークサーモンを使って、それをホテル等々に卸しておるといことなんですけれども、サケにちなんだ方向とか、そして、あとはカナダのほうでございましたらば、それもだんだん厳しくなっておるとお聞きはしておるんですけれども、私どもなんかは、特に好きなのはカナダの缶詰とかございます。あとは、いろんな輸出の関係も、あくまでもアイデアなんですけれども、メープルシロップとか、あとはカナダで言えばアイスワインとか、その辺もあろうかと思うんですけれども、まだまだそこまで、あくまでも頭の中のアイデアであって、それが一歩出していないというのが現実ということもご承、ご了解お願いしたいなど、このように思います。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 出店を依頼している業者さんの今の状況でございます。

町長からの答弁にありましたように、近々のうちに胡蝶蘭の栽培農家さんが出していただけたというお話をいただいています、今準備中でございます。それと、お声がけをさせていただいている業者さんとしては、あとお菓子屋さん、御坊にお店を持たれている町内の方でございますとか、松葉堆肥を利用したイチゴの栽培農家さん、このあたりにはお声かけをさせていただいて、ちょっとまだ今すぐに出品という話にはなっていないんですけれども、引き続きお声かけをさせていただくということで今準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 私に珍しく質問がいっぱいあったので、多分戸惑ってはったと思うんですけれども。総務省も、今現在も、とりあえずふるさと納税ということを一応まだ推進している以上、例えば関東の茨城県のほうでしたっけ、もうやめたというところもあったと思うんですけれども、採算が合わないということで多分関東のほうもやめているところが多々ちょこちょこつとあるんですけれども。結局、今、当町におかれましては、恐らく原材料、返礼品を送らせていただいているものの金額的には、恐らく金額は合うだろうと思ってますもんで、毎回言うことなんですけれども、いただけるものはいただきますよということが早い話で、もうちょっと早急に、いろいろ努力してはると思うんですけれども、どちらにしてもまた財源確保が苦しくなってくると思います、後々将来。ですもんで、それに伴う交付税の減を考えると、やっぱりこのふるさと納税を成功させるのもま

た一個かなと思います。

この件に関しまして、最後に町長にちょっとお聞きしたいんですけども、町長から見て、数字でも何でもいいです、物事でもいいんで、成功したかな、このふるさと納税はともし思える、金額にしてもいいですし、そういうのがあれば一度お聞かせ願いたいです。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

やはり上は見とうございます。そういった形の中で、平成29年度の予算の中で言えば、5,000千円ということで計上はさせていただいておるんですけども、逆に、またいろんな形で、私がここで言っているのかどうかかわからないですけども、ぜひとも、また多くの方、先ほど言ったようにふるさと納税についてのお声かけ、そして逆にふるさと納税への出店という形の中で、もしまたいろんな形、お顔も広うございますので、北村議員ですけども、またそれについても出店というような形の中で言っただけならば随分とありがたいし、やはりいろんな形で言えば、そういったレパトリーというか分野が広くなればなるほど、やはりインターネットで見える場合でもそうですけども、そこへ閲覧に来る人も多くなるかと思えます。

それが、今のところ、1桁しか出店がないということで言えば、私自身も、北村議員もそうだと思うんですけども、少しは寂しいと思いますので、その辺も、またぜひとも逆にご協力のほどよろしくお願い申し上げたいなど、このように思えます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 終点がないということで、そしたら、終わりなき戦いということで。

次いかせていただきます。地方創生の観点から見た雇用について。

地方創生については、平成28年4月から財務省OBの西山地方創生統括官をお迎えしまして、当町もいろいろな事業を展開しようとしておられます。特に、地方活性化プロジェクトにも代表されるアンテナショップMIHAMAについては、昨年11月から現在に至るまで大変好評であると聞いております。以前、私の一般質問でもお伺いさせていただきましたが、職員の待遇については、以前と比較し、町民からも最近職員の対応がよくなったなど聞いております。また、私もアンテナショップへ行きますが、一般のショップの店員と引けをとらないぐらいに職員の対応が日々うまくなってきているように感じます。

先日、平成29年度第1回臨時会でも説明がありました三尾地区における漁師レストランやゲストハウスについての運営も検討されていることと思います。そこで、今後の地方創生の観点から見た雇用についてお伺いさせていただきます。

1つ目、4月より、今後本格稼働するアンテナショップMIHAMAについて、どう運営していくおつもりか。

2つ目、三尾地区における漁師レストラン、ゲストハウスの雇用はどうされるおつもり

ですか。

3つ目、地域おこし協力隊を募集されておりましたが、問い合わせ、また応募はありましたか。

4つ目、国からの交付金等がありますが、今後、町民を対象とした雇用をするおつもりはないのですか。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の2点目でございます。地方創生の観点から見た雇用についてのご質問の中で4点がございます。

まず、1点目ですが、今後、本格稼働するアンテナショップMIHAMAをどう運営していくつもりかにお答えいたします。

総務省の地域おこし協力隊推進制度を活用いたしまして、地域おこしや地域協力隊活動に興味があり、美浜町に居住できる都市部の住民を2名まで受け入れて、アンテナショップの運営を行ってもらうことを予定してございます。

2つ目でございます。三尾地区における漁師レストラン、ゲストハウスの雇用はどうされるのかのお尋ねでございます。これに関しまして、事業の実施体制は、地元運営団体が主体となり実施することとなりますので、主体となる地元住民の方々とご相談しながら考えてまいりたいと、このように存じます。

3つ目でございます。地域おこし協力隊を募集しているが、問い合わせ、応募はあったのかにお答えいたします。

地域おこし協力隊の募集受付期間は2月中でしたが、問い合わせや応募者はございませんでした。地域おこし協力隊募集につきましては、受け付け延長をして引き続き行ってまいります。

4つ目でございます。国からの交付金はあるが、全ての運営に対して、今後、町民を限定対象とした雇用をするつもりはないのかにお答えいたします。

議員ご指摘の地域おこし協力隊の人件費や活動費、事務的な経費等は特別交付税による財政支援が受けられることもあり、アンテナショップMIHAMAの運営は地域おこし協力隊による運営を予定してございますが、地域おこし協力隊の応募がなかった場合は、町民の方を対象としたアンテナショップMIHAMAの運営者の募集を考えてまいりたいと思っております。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 再質問させていただきます。

まず、1点目のアンテナショップMIHAMAについてなんですけれども、職員の方にお聞きしますと、3月まで職員も終わりなんで交代するよと言われておりました。きょうはもう3月15日ですよね。これ、例えば4月より地域おこし協力隊募集して2名みた

いなお答えになっているんですが、問い合わせもなかって、4月から、これせつかく盛り上がっているところはどうされるのかなと思ひまして。また町職員さんに日曜日出たいて、大変な中、出たいてやるのかなということが、まず1点。

三尾地区のレストラン、ゲストハウスの雇用の件に関しましては、今後も引き続き町でということ言うていただいておりますもんで、もうちょっと心のどこかでは、まだ決めていませんが、統括官、多いなとか思ひながら、まだ予定ですというところもちょっとまだはつきり決まていないというところが見え隠れしているのが僕は気になるんですけれども、でも、これからなんで、それはもうそれで理解します。

地域おこし協力隊ですか。この大もとの設定といいですか、ふわっとしたものはわかるんです。こちらへ来てたいて、いろんなことを手伝っていただくということはわかるんです。ただ、例えば、ちょっとさっきも同僚議員にお聞きしたんですけれども、4,000人ほど全国に派遣されていると、アバウトですけれども。その4,000人は、例えばゲストハウスであつたり、そういう日々毎日やれることをそこに組み込んでいかれるパターンで来られている方が多いらしいです。例えば漁に出たりとか、例えばですよ。だから、ただ来てもらうという意味がちょっとどうなんでしょう。ほな、例えばアンテナショップ週1回ですよ。残りのあとの6日間もどこかで働かれるわけですよ、もちろんハイツまでお借りしてやるということは。この辺の、ちょっと趣旨とまで言ひませんが、大もとの設定、何でこれ、来られるのかなということをお聞きしたいなと。根本です。そもそも、何で来られるのかなということをお聞きしたいです。

最後の、国からの交付金等はあるんですが、今後町民を対象とした雇用をするおつもりはないのかという質問させてもらったんですけれども、地方創生の観点から、雇用等は、当町以外から来ていただければ人口アップにもつながるといふことになると思ひますけれども、それ専門の、今言うたような交付税もあると思ひますけれども、それとは別の考え方、例えば地元の人々の活性化、地方創生の中に、間違てたら申しわけないんですけれども、地元の方が仕事があるよとか雇用が生まれるよとか、呼んでいただいてうれしいよとかいふのも、人口はふえませんが、これも活性化の一つではないかと、持論なんですけれども、考えるんですけれども。

たまに浜とかにも行ってますと、おい、仕事ないかと、もう単純に、おい、仕事ないかと、何の仕事よという話になるんですけれども、もちろん年金とかもらつてはる方のお話なんですけれども、そういうのも言われたことも多々あります。

町長、そんな、町民さんから、おい、何かないかと聞かれることもあると思ひますよ。そういうのを一回ちょっとお話ししていただきたいなと、最後の質問です。4番目です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

随分と難しいといふか、厳しいといふか、ご指摘だと思ひますけれども、本当に言わ

れるとおり4月ということ言えば、もう直近でございます。そういった形の中で、現時点で言えば、先ほどご答弁させていただきまして、地域おこし協力隊ということで、初めは2月中に募集があつて、そして、それからこちらのほうで面接というような形の予定はしておりました。それが、ふたをあけてみればという言葉は議場であれなんですけれども、担当に聞いたら、ネットは見に来てくれているらしいんですけれども、それが、電話とか連絡とかは現時点ではゼロという形を聞いております。

話があれなんですけれども、きょうはもう3月の中旬ということ言えば、あと本当にもう2週間余りの中でどうしていくんよということは喫緊の課題の中で、4月から、じゃアンテナショップを、たとえ1週間に1回といえども、いろんな形で多くの方が楽しみにしていただいておりますと私も認識している中で言えば、あれを閉めるということは、これはもうできないのではなかろうかと私は思っております。

そういった形の中で、じゃアンテナショップの中で地域おこし協力隊が、もし4月ということで今だったら可能性が低いということであれば、そういった場合、窮余の策といたしまして、やはり地元の方の雇用とかその辺も勘案していかなければならないのではなかろうかなと、このように思っております。

ここで即座にということはおそらくあれなんですけれども、そういった地域の方の雇用。なかなか即座に、先ほど北村議員のご質問があつたとおり、3月末までは地方創生担当のセクションの職員さんが回るよということでご理解をいただいておりますけれども、4月からというような形の中で、私自身も求めてはいない状況の中で、これは難しいのではなかろうかなと、このように思っております。だから、あくまでも4月になれば、その前になるんですけれども、改めて地域の方の雇用とか、その辺も担当課等々と話しながら進めていかなければならないのではなかろうかなと、このように思っております。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 北村議員の2番目の地域おこし協力隊を募集した趣旨について、お答えさせていただきます。

この地域おこし協力隊の制度につきましては、国の総務省の制度でありまして、町の地方創生に係る都市地域からの移住者を美浜町へという旨のことがあります。また、アンテナショップMIHAMAの運営についても、並行して今後発展させていく必要から、主にはアンテナショップにおける販売業務というのをやっておく目的として募集をさせていただきます。またあわせて、それに関連しまして、そういった地域の活性の企画の立案であったり、その行動、アンテナショップに限らず煙樹海岸を初めとしました町有財産の掘り起こし、また町外に対して町の魅力のPR活動、そういった全般の町の活性化を担っていただくために、そういった方々を募集したところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員のご質問の中で、地元の声はどうかというようなご質問あったかと思えますけれども、少しニュアンス的に違うかもわからないんですけども、いろんな形で、何か仕事ないかというようなお声なんかを聞くケースはございます。また、アンテナショップ等々でもそうなんですけれども、先般もそうだったんですけども、地元の方は、美浜町の煙樹海岸キャンプ場の管理棟で、現在はアンテナショップを原則的に日曜日ということでご存じなんですけれども、じゃ、近隣の例えば御坊市とか日高川町なんかは、キャンプ場自体が少しわからないような状況だと思いますし、逆に、私が口頭でどこよと言うたときでも、昔だったら山田百貨というお店があって、そこを南へ行くんよというようなお話もできたかと思うんですけども、今現時点で言えば、なかなかご説明もしにくいような状況ではなからうかなと私も思っております。

そういった形で、例えば日高川町とか御坊とか印南というようなお方は、逆に一つ対象といたしましたらば、例えば吉原のところのローソンとか松洋中学校のところにも矢印をして、こちらへ行ったらアンテナショップですよというのも大事ではなからうかなというふうな、逆に住民の方からのご指摘とかいただいたり、またアンテナショップの中で、こういったお花も売られているんだしたらば、それに伴うと言うたらおかしいんですけども、ビショコなんかも置いたらどうよとか、そういったお声も聞いたり、アンテナショップ等々でもいろんな——北村議員もそうだと思いますけれども、お声もお聞きします。

やはり品ぞろえが少ないさかいによというようなお話もするんですけども、やはり冬野菜から春野菜に、今がちょうど端境期かなと私は思うんですけども、それで言えば、少ないであれば、アンテナショップの担当のほうにも私自身も声をかけまして、もう少しやはり出店数をふやしていかとだんだんお客さんの足も遠のいていくよということで、改めまして担当のほうからお声がけして、少しは農産品もふえてきておるのではなからうかな。

あとは、やはり先ほどのふるさと納税等々とも関連もするかと思うんですけども、いろんな形で、この小さな美浜町といえどもいろんなことをされている方々がいらっしゃいます。その人たちにも、僕だったら知らないこと多々あるんですけども、これだけ多くの方がいらっしゃったらば、その人たちにもいろんな形でお声がけもしていただければまた随分ありがたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 例えば、地域おこし協力隊のお話に関しましても、美浜町には負担がないと、しかしながら国にはあるわけですよ。ええ格好言うたら、国の税金やないかということになってしまって、税金使うよりというお話で、ちょっと僕も前回ぐらいにお話しさせてもらったんですけども、接遇を含めた、前置きにもありましたけれども、例えばもう今から4月はほぼ間に合わない。私、数名のちょっと年配の職員のあそこの

働いている者はどうでもいいんですけれども、やっぱり僕から見ている、日曜日ばかり同じメンバーが何人か出ているのは、なかなかかわいそうでならないんですけれども、日曜日ごとね。

そこでなんですけれども、私は、地域おこし協力隊というより職員さんで、90名近くおられるんですか、皆さんで。例えば、すごく町長を筆頭に営業が、僕も冒頭に言いましたけれども、営業が皆さんむちゃくちゃうまくなっているんですよ、「いらっしやいませ」とか。役場へそんなつもりで来たんちゃうと言われたらそれまでですけれども、接遇の勉強とっていただけるんなら、これは、もうそこら行って高い授業料払うより、物すごい勉強になるんじゃないかと。例えば、それを90人で回したって、業務おくれるからというお話もあると思うんですけれども、こちらにおられる方はなかなかというところはあってもわからないんですけれども、回ると本来1カ月、2カ月に1回ぐらいのペースになってきまして、いらっしやいませ、ありがとうございますと。

もっと言うたら、今、町長、毎日あれば来られていますよね、実際。すごく上手に、この前も言いましたけれども接待されていて、こういうええ見本がおられるのに、若い子というたらいつも同じ子で、その子らはどうかというたら、その子らは、町長すごいで、すごいと僕に言いに来て、これはええなと思って。

そこからですわ、僕は、接遇はその前でしたけれども、職員さんにもこれええんじゃないかと、2人でも。ほんなら、業務に支障来せへの違うんというぐらいのペースで回っておいたらええん違うんと。ほんなら、もうコミュニケーションもとれますでしょう、町民さんとの。前にも言うたように、これ誰つくったんとか言うて、ほな地域おこし協力隊の方が来られたら知りませんねんと言わなあかんけれども、職員さんであったり町民さんであつたら、これ、誰つくったんと聞いたら、あそこのよう、東のようとかいう話になりますでしょう。話も広がるし、職員さんも、あいつ何や、顔、うっとうしい顔してというていつも言われている人も、そこのアンテナショップ行ったら、いらっしやいませと言われたら、おお何やこいつ、こんなんかというのは多々あると思うんです。顔で損している人いっぱいおると思うんですよ、私もそうかもわからんけれども。

だから、ぜひ、職員さんとか町民さんを使っただいて、募集しているんですけれども、どうせ来ていないんですから、間に合わないんですから、一度全員で体験されてはいかがですか。すごくイメージ変わりました、僕は。

以上です。それ、いかがですか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

一つ案ということで、いい意味のアイデアということで出させていただきました。例えば1週間に1回ということ言えば、基本的には大体年間に50週ということは、50回になるんですよ。その辺も一つのアイデアとして、また今後検討してまいりたいなと思い

ます。

それと、私自身、先ほどご答弁させていただいた、住民を対象に、例えば一つの案としてはシルバー人材センターの方にもお願いするとか、その辺もあろうかと思えます。本当に、まだそこまで煮詰まっていないのが現実、現状でございますが、北村議員のご提案もまた考慮しながら検討してまいりたい。何せ4月ということ言えば、議員おっしゃるとおりもう直近でございますので、それも含めて検討してまいりたいなど、このように思います。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は14時30分です。

午後二時十六分休憩

——・——
午後二時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

10番、中西議員の質問を許します。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 中西です。最後で、ちょっとお疲れのところですけども、質問させていただきます。

まず、議長の許可を得ましたので、通告に従い、男女共同参画と介護保険とひきこもり、この3つについて質問をさせていただきます。

まず、男女共同参画についてでございますが、2009年、平成21年、この年は、女性差別撤廃条約が国連で採択されて30年、男女共同参画社会基本法が制定されて10年という節目の年でございますので、私は、平成21年の第3回定例会で男女共同参画計画の策定や条例の制定についてたどりましたところ、当時の町長は、現在のところ策定の予定はないとの答弁でございました。ところが、2014年、平成26年ですが、9月29日、安倍首相は、所信表明で、女性の活躍は社会の閉塞感を打ち破る大きな原動力となると訴え、女性が輝ける社会にと宣伝しました。こうしたこともあってか、計画の策定や条例を制定する自治体が増加しました。女性の社会進出も進み、各界、特にスポーツや文学や芸術などの分野で女性の目覚ましい活躍が見られます。

しかし、日本の女性の置かれている地位には、男性と比較して大きな格差と差別があります。特に労働の分野では、女性労働者の賃金が、男性を100とすると女性は72.2です。それは、女性の多くが、パートや非正規の不安定雇用で低賃金に置かれていることと女性の管理職が圧倒的に少ないことなどが理由となっています。これは、また年金の格差にもなっています。65歳以上の年金受給者で、公的年金の平均受給額は、男性が約1,794千円、女性は約943千円、2012年の統計ですが、男性の約半分ぐらいしかありません。

政治や行政、司法などの分野で、政策や方針決定過程に参加する女性の割合も日本では

少ないです。例えば、世界経済フォーラムの男女格差指数男女平等ランキングによりますと、2016年、144カ国中、日本は111位です。2012年には101位だったのに、さらに下落しています。この比率というのは、国会議員の女性の比率とか、そういういろいろなものをまとめたものですが、例えば国会議員の比率で言いますと10.5%、122位、閣僚の比率は28.6%、50位、企業管理職の比率は12.8%、113位となっております。ちなみに1位はアイスランド、2位はフィンランド、3位はノルウェーです。2位の例えばフィンランドでは、外交官の半数が女性になっています。日本は8%ぐらいと、ごく少ないですね。

政治の分野で男女平等を、これではいかんと進めるために、国会と地方議会の選挙で男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう政党に促す、政治分野における男女共同参画推進法案が、今国会で全会一致で成立の見通しとなっておりますので、政治分野でも女性の進出というのは少しは進むのではないかと思います。男女平等で女性の就業率が高い国ほど子どもの出生率も高いという統計が示すように、女性が持てる能力を発揮して働き続けられる社会をつくるのが、少子化を克服することにもなるのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえて、以下6点の質問をします。

1点目、本町も男女共同計画の策定に取り組み、平成27年11月、住民アンケートを実施し、平成28年3月に報告書を作成、美浜町男女共同参画計画推進懇話会を発足させ、会合を重ねてきたと聞いております。そこで、この懇話会について、1、構成と男女比、2、会合の主な内容、3、町長の施政方針では今年度末に計画が完成するようですので、その概略について教えてください。

2つ目、住民アンケートの報告書を拝見しますと、男女共同参画社会など7つの言葉について、知っているかとの問いに、知名度が16.7%と一番低かったのはジェンダーという言葉でした。ジェンダーというのは、社会的、文化的に形成される性別のことです。ジェンダーフリーを実現するため、身近なところからの取り組みが大事だと思います。そこで、ことし成人式の議員と教育委員の席順は男性が先でした。ひまわりこども園の入園式では、男女を分けずに、あいうえお順に名簿が並んでいましたが、小学校はまだあれですけれども、中学校の卒業式へ行かせてもらいましたら、男子が先になった名簿でした。こんなことから、男性が優位との意識が植えつけられるのではないかと思います。改める考えはありませんか。

3つ目、結婚したら夫婦は同じ姓を名乗るべきかとの質問に、どちらかと言えばそう思う38.4%、そう思う29.2%、そう思わない15.8%で、同じ姓を名乗るべきと考える人が7割近くあります。現行の民法では、夫婦の別姓が認められていません。婚姻の際、96%が夫の姓になります。結婚後も今までの姓を使いたいと願う女性は、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられています。法律で、夫婦同

姓を強制しているのは、先進国で日本だけです。国連の女性差別撤廃委員会からも、差別的な法規定として繰り返し改正を勧告されています。別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声がありますが、どう考えますか。

4つ目、男女共同参画社会を積極的に進めるために、今後、美浜町ではどのようなことに力を入れていくべきかとの問いに、保育、家事、介護などの公的サービスを充実するが55.9%と一番多かったです。町職員の管理職や審議会の委員などに、女性の積極的な登用を図るが、50歳以上で34.3%と多く回答しております。平成21年、当時の町長は、管理職19名のうち女性2名10.5%、課長補佐クラス6名を含めると8名となり24.2%、自治法で定められた審議会等の登用状況は9審議会124委員のうち女性委員は21人で16.9%と答弁しております。女性がゼロという委員会もあるので配慮したいと答弁されています。現在、管理職や審議会委員の女性はふえていますか。

5つ目、今後、男性と女性がともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要ですかとの質問に、男女ともに、育児・介護休業をとりやすい環境を整えることへの回答に、18歳から29歳の女性では89.5%と非常に多くなっています。役場の男性職員で、過去5年間、育休、介護休暇をとった人は何人いますか。また、男性職員が、育休や介護休暇が取得しやすいように、どのような手だてをとっていますか。

6つ目、施政方針で町長は、策定した男女共同参画計画などをもとに広報啓発に努めてまいりますと述べられましたが、具体的に、どのような広報啓発活動を考えておられますか。

以上、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の男女共同参画についてのご質問で、美浜町男女共同参画推進懇話会についてお答えいたします。

まず、1点目でございます。構成、男女比でございます。

まず、懇話会のメンバーでございますが、11名の方をお願いしており、男性7名、女性4名となっております。また、これとは別に、庁舎内の検討委員会も11名で、これに関しては、内訳は男性が5名、女性が6名となっております。

続きまして、2点目、会合の主な内容についてお答えいたします。

懇話会の内容でございますが、現在策定しております美浜町男女共同参画計画の策定に先立って実施しましたアンケートの結果をご説明するとともに、庁舎内の検討委員会で練り上げた素案に対して、さまざまな立場からご意見をいただきながら進めているものでございます。これまで2回開催をし、ちょうど今晚3回目の会議が開催され、ほぼ最終案につきましてご承認をいただければと思っております。

続きまして、計画の概要でございます。計画の概要につきましては、策定の過程の中で

まず行き詰まったのは、この計画は役場職員の計画なのか、美浜町住民の行動計画なのかという疑問でございました。結論といたしまして、両方のための計画であるということでしたが、まず役場がいろんな取り組みをして、それを広報しながら啓発していくという内容の計画となっていて、具体的な数値目標は掲げず、男らしさ・女らしさを尊重しながら進めていきたいと思いますという内容になってございます。

成人式のほうは、後ほど教育長のほうからご答弁いたします。

続きまして、選択的夫婦別姓制度についてどう考えるかにお答えいたします。

選択的夫婦別姓制度につきましては、国におきましても民法の法制審議会などの場で、何度となく改正案が準備されているとのことでございますが、引き続き検討を進めるところでとどまっております。また、町長はどう考えるのかというお尋ねでございますが、法律的な問題でもありますので、私の考えというのは差し控えたいと思っております。

続きまして、町の管理職、審議会委員に占める女性につきましては、以前の議会でもお答えいたしましたように、毎年総務政策課のほうへ調査がございまして、平成28年度の調査では、管理職では女性は19名中4名、率にしまして21.1%、地方自治法に基づく9つの審議会では、委員数は86名で、うち女性は22名、率にしまして25.6%となっております。ここ数年、女性議員が2名となり、選挙管理委員会委員にも女性が入っております。また、教育委員会も半数は女性であるなど、特に数値目標を設定しなくとも、徐々に女性の登用は進んでいるのではと感じてございます。

続きまして、男性職員の育休、介護休暇の取得状況ととりやすくする手だてにお答えいたします。

過去5年間を見ますと、育児休業、介護休暇を取得した男性職員はございません。また、これをとりやすくする手だてといたしまして、今回の定例会の中でも、議案といたしまして育児短時間労働の制度を導入するなど、職員が育児、介護にかかわる制度の導入を徐々に進めてございます。

続きまして、男女共同参画計画をどう広げていくのかのお尋ねにお答えいたします。

庁舎内の委員会でも議論されたのではございますが、結局は、地道に広報、啓発を進めるしかないのではないかという意見でまとまりました。委員会で出た意見といえば、例えばジェンダーなどの用語について、一口コラムという形で毎月広報に載せる案や、6月の男女共同参画月間に、重点的にPR記事を発表してはどうかなどのアイデアが出たところでございます。また、アンケート結果を毎月少しずつ掲載するなども考えられるところで、計画が完成した後に、取り組みを加速したいと考えてございます。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 2点目の成人式での議員、教育委員の席順、それから卒業式などでの名簿について、お答えいたします。

まず、成人式での来賓席の席順についてですが、ご指摘のとおり、議員席・教育委員席ともに、女性が後ろ側になっていたのは事実でございます。これは、それぞれのお名前をあいうえお順に並べたとき、たまたま女性が後ろ側になっただけのもので、特別な大意はございません。

次に、学校での名簿についてですが、校長会でも男女混合名簿について話題に上りましたが、日常の学校生活の中で「不便ことが多い」、「つくることは可能だが活用しにくい」との意見が出てございました。卒業式の名簿についても便宜上のもので、特別に大意を含んでいるものではございません。しかし、今後研究していく課題であろうかと考えております。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問させていただきます。

まず、前に質問をしたときには、共同参画なんかは要らないというような町長のご答弁でございましたが、いよいよ3月末に共同参画計画が策定されるということで非常によかったということだと思います。それから、管理職や審議委員の中にもだんだんと女性がふえているということで、この傾向をしっかりと続けていっていただけたらと思います。

そこらはいいんですが、計画の概要という、その答弁された中に、男らしさ、女らしさを尊重しながら進めていきましょうという内容となったと、こういうふうに言われているんですが、その男らしさ、女らしさ、これは、先ほどジェンダーということを行いましたけれども、男だからこや、女だからこやということ、これはジェンダーになるわけで、だから、それをフリーにする、差別をなくすためには、この男らしさ、女らしさ、こういう言葉を使ったら困るなと思うんですけれども、これについて、もう一回ご答弁お願いします。

それから、教育長が言われましたが、成人式での議員とか教育委員の席順、去年まではフリーだったんで、どこでも座ったらよかったんで、ことし行ったらこうなっていたので、あ、と思ったんですが、私のほうが勘ぐったわけですね。大意があったわけで、これはそのままにわかりました。そやけども、学校の名簿ですね、これは、ご答弁の中に不便なことが多いとあるんですけれども、例えばどういうことが不便なんか。私は、例えば体育の授業で男女別にするとかということがあると思いますけれども、授業というより、まず式なんかで、ひまわりこども園さんがやっているような、式なんかの名簿は、こういうふうに、まさに男女混合のあいうえお順をしたらどうかなと思っているんですが、今後も研究していく課題と言われておりますので、そこら辺、もう一回、どういうふうな不便があるのかとか、男女別にせんとあかんのかというようなことを教えていただきたいと思っております。

それから、選択的夫婦別姓制度については、町長は、私の考えというのは差し控えたいと思っておりますというご答弁されましたけれども、何に遠慮するのかなど。そこらがわからないんですが、素直なご意見を聞いているわけですので、ぜひ、どういうご意見を持っている

かということをお教えいただきたいと思います。

例えば、今でも法律の中に男女が差別されているようなものがあると、これは改めなければあかんと言われているんですが、その一つが同姓ということなんですけれども、男女結婚したら別姓になったら平等かというたらそんなことないですね。中国や韓国は昔から男女別姓です。子どもはお父さんの姓になるわけですから、決して韓国や中国が非常に男女平等が進んでいるとは言えないと思いますが、しかし、同姓を強制されることによって非常に不便に考える人もあると、こういう実態から、選択ですから、全員が別姓にするということではなしに、希望した人が、今までの女性でも姓を名乗れると、そういうふうな考え方です。

それから、このことについては、例えば婚外子の相続という問題がありましたね。嫡出子と婚外子は相続の面で違くと、これは差別やということで、これは法律が改正されましたね。だから、意見上げていく中で改正されていくということがあるんです。例えば、えらい昔の話ですけれども、60年ほど前ですが、私が高校生だったときに、高校では、家庭科の授業というのが女性だけあったんです。私たちが家庭科の授業を受けている間に男子は体育をしたり漢文をしたりやったんですね。これはおかしいではないかということで、これも撤廃条約を批准する前になくなりまして、今は女性だけが家庭科をやるということではなくなっています。戦後、義務教育ではたしか男女ともに家庭科をやったと思いますけれども。そういうふうにして、いろいろと法律というものが変えていけることがありますので、この点について、今はまだ同姓にするというのは賛成する人が多いんですけれども、町長はどのように考えるかということをお聞かせしてほしいと思います。

それから、男性職員の育休、介護休暇、これは法律がいろいろと整えられているわけです。ところが、実際は育休とる人がないわけですね、男性で育休とる人。全国的にも2%か3%やと思います。だから、法律だけをつくっても、やっぱり実際とっていかなあかんということです。

そこで、「ツー・ワン」というところで見ただけなんですけれども、平成27年、28年度、御坊市では1人ずつ育児休暇をとったということです。これは、御坊市が日高地方では最も進んでいるのではと自慢しているようなんですけれども。男子が育児休暇をとれるようにどんなことをしているかということ、庁内にポスターを張り出して、育休のすばらしさをもっと伝えたい、こんなポスターを張って宣伝しているわけですね。

美浜町では、別に何の手だても、とりやすいように手だてをとっていないようなんですけれども、やっぱり男が育児休暇をとるなんてどうよというような意識があるわけですね。だから、それを払拭するためには、いろいろな意識を変えていかなあかん。せつかく、共同参画計画ができたわけですから、やっていただけたらと思います。町長の答弁では、法律がええようにいっているということなんですけれども、なかなか法律できたさかいと言って現実はそのようではないということです。

男女共同参画計画、これつくって飾っておいたら何にもならんわけです。それをどういうふうにして広げていくか、生かしていくか、これは、町長が具体的にいろいろ言われましたように、そういうふうにして広めていってほしいと思いますが、6月には、男女共同参画月間、重点的にPR記事を書けるとかいうことですが、その中に3月8日というのちょっと取り入れてほしいなと思うんですが、3月8日は一体何の日かご存じですか。これは、国際女性デーなんですね。全世界で女性の権利、始まりは参政権、女性が参政権を求めたり労働時間の短縮を求めたり、そこから始まったものですが、こういうふうなことも利用しながら、ぜひ男女共同参画、このことを進めていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のジェンダー云々のあるんですけれども、あくまでも私自身、先ほどですけれども中西議員のご質問にご答弁させていただいた、例えば男らしさ、女らしさというのは、あくまでも男女の性の差異というんですか、というような形の中で表現させていただいたものであって、言い方を変えれば、差別とか区別とかそういった形で私自身は男らしさ、女らしさというような形でご答弁させていただいたという気持ちは全くございませんということを、ここで、ご了承、ご了解願いたいと思います。あくまでも、肉体的な差の中で、男らしさ、女らしさというような形の表現をさせていただいたと私自身は認識してございます。

それと、男女別姓というような形の中で、町長は答弁を控えたというのは何でよということですが、あくまでも法律的な解釈でございます。それとともに、ご結婚されて、別段、男性の姓を名乗る必要もございません、女性の姓を名乗ることも十分可能なんで、それはお互いに、それこそどちらかということを選ぶことであって、これに関しまして、別段私自身は考えていないというような状況でございます。基本的には、この世の中で男女がお互いに相手のことを尊重しながら、そしてこの社会を築いていくというのが基本的な男女共同社会だと私は認識しておる、その辺につきましては中西議員と同様だと私は思っております。

言いかえれば、今の時代という中で言えば、いろんな、私自身、育児休業もそうなんですけれども、よく言葉で出てくるのではイクメンという言葉もあろうかと思っておりますけれども、これに関しましても、それこそ、そういった方向というのができてきておるのでなかろうかなと私は認識してございます。私ごとで大変恐縮なんですけれども、私の子どもたちも結婚しておるんですけれども、それこそイクメンじゃないんですけれども、よくお互いにフォローしているような状況が見受けられます。それが本当の意味の男女共同ではなかろうかなと私は認識してございます。

それと、男女というのと同時に、人ということ言えば、それこそいろんな形の中で、

人権も含めた中で、お互いがお互いをきちっとした形で尊重しながら社会の中で進めていくという基本方針をきちっと持っておれば、いろんな方向づけというのは、私自身はもうおのずから答えが出ておるのではなかろうかなと思ってございます。それと、男性職員の育休、介護休暇の取得状況ということでございますが、まだまだ緒についたところかもわからないですけれども、こういった形の制度もありますし、私は今町長を仰せつかっておりますが、これに対しまして、別段、男性の育休等々でも、とめていくというふうな方向は全くございません。逆に、いろんな今の方向、政治の流れの中で言えば、一つの方向ではなかろうかなと、このように思っておる次第でございます。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 先ほどの男女混合名簿のことについてお答えいたします。

学校教育の中では、従来からいわゆる男性の集団、女性の集団というふうな形で、男性名簿、女性名簿という形で使ってきたわけです。また、そういう使い方に学校自体がなれているという一面もあろうかと思えます。ところが、男女混合名簿になりますと、まず名簿自体を見たときに、今の子どもたちの名前というのが、字だけ見ると男性やら女性やらわからないというのが結構あるんです。この間、中学の卒業式の名簿を見たときも、分けているから、ここは女の子やな、ここは男の子やなとわかるんですが、今の子どもはなかなかわかりにくい子どもが多いです。そういう意味では大変不便だなというふうなことが1点あります、名簿自体を考えると。もちろん、後ろへ男、女と括弧づけでもすればいいんかもわかりませんが、文字に色をつければいいんかもわかりませんが、まず、そんな点が1点あります。

それから、日ごろの生活の中で、どうしても男1番から5番までというふうな形で担任の先生が子どもたちに指示する場合というのが、生活の中で結構多くあります。そういう意味で、名簿の1番、8番、6番とこういうふうな呼び方ということ自体も大変煩わしいという部分もあります。そういったことなどが、生活の中では不便だなという話が出ておりました。ただ、物事によっては混合名簿も使えるのではないかという話も出ておりますので、それぞれの学校では混合名簿もつくっておけばと、使えるところは使っていけばというふうなことで、この間は、校長会での話は終わっております。ですから、今のところ両方つくってみて、どの程度使えるかというのを試してみるというあたりも、今後少しずつそういうことをやっていくのが適当ではないかな、そして、何が一番便利なのかというあたりを探っていければなというふうなことを思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、もう一つだけ、お願いします。

町長が、相手を尊重しながらということを言われましたが、それはそのとおりだと思います。しかし、まだまだ女性やからこうやというような固定観念が残っているということ

で、このアンケートをしてみると、問いの23に、あなたが住んでいる地域でのさまざまな活動において男女間格差はあるかという、そういう問いに対して、会議、行事などで女性が飲食の世話や後片づけをすることが多いと、こういうふうな回答が37.3%と出ております。つまり、女性だったらお酌をせんなんとか、世話をせんなん、後片づけは女性の仕事やと、そういうふうなことがまだ残っているということで、町長が言われるように相手を尊重していったら、お互い一緒に後片づけをしよう、いろんな準備をしようということになると思いますので、この共同参画計画をもとにして、こういうふうなことをずっと進めて、これからもいってほしいと思います。

それから、名簿についてでございますが、名前がなるほど男性やら女性やらわからんと、これもちよっと考えたら男女共同になってきたんかなと思うんですね。だから、小学生のランドセルをしてみると、大体男子は黒で女性は赤だったのが、今はさまざまなランドセルを持っていますね。だから、そういうところでもジェンダーというか、そういうふうなことがなくなりつつあるんやと思いますので、ぜひ授業とかには不便であっても式とかでは使ったらどうかと思いますので、そういう点を、校長会の中でも、これから検討していただけたらと思います。

男女共同参画ということ、これはなかなか一遍に言うたらあしたできる、計画つくったらあしたできるということではありませんので、しっかりと町長が言われるように、広報、啓発をして、いろんな方法で啓発や広報をしていただいて、御坊市、育休ようさんにとってと自慢しているんですけども、美浜町の職員さん、最近結婚した職員さんも多いと聞いておりますので、そういう職員さんたちが男性も育休をとって、美浜町もとっているよと来年は言えるように、そういうふうな取り組みを進めていただきたいと思います。

これで、1番目終わります。

次に、2番目に、介護保険についての質問をさせていただきます。

第7期の介護保険事業計画策定に向けてという、こういう題にしていますけれども、主に介護保険に関する質問でございます。

ことは、第6期の介護保険事業計画の3年目、最終年ですね。第7期の介護保険事業計画を制定する年です。介護保険制度は2000年4月に始まり、その目的は、年をとって老化のために心身が衰え、要介護状態となった人が、尊厳を保たれ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを保険で給付するというものです。これは、介護保険法第1条にあります。ところが、制度が改定されるたびに介護サービスの利用が制限され、保険料は3年ごとに引き上げられてきました。特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標に、2014年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、第6期介護保険事業計画期間に実施されることになり、介護保険制度始まって以来の大改悪となりました。

見直しの主な点は次の4点です。要支援1、2のホームヘルパーとデイサービスは市町

村の総合事業、2つ目、特養ホーム新規入所は要介護3以上、3つ目、合計所得1,600千円以上、年金収入2,800千円以上の人の利用料は2割、配偶者が住民税課税、預貯金単身10,000千円以上あれば、食事、部屋代の補助は打ち切る、これが、第6期の期間中に行われました。

今後検討されるものとして、所得に関係なく、利用料を2割にする、要介護1、2の保険給付を外す、福祉用具、自宅改修の自己負担化、利用料の上限引き上げ、利用料2割負担のうち一定所得以上を3割にする、こういうことが上がっております。反対世論に押されて、今回は、1、3は見送られましたが、2017年、ことしの8月から、高額介護サービス費の月額負担上限額を月37,200円から44,400円に引き上げます。また、2017年8月から、第2号保険料の介護納付金を加入者割から段階的に総報酬割へ移行します。これは40歳から64歳の保険料を引き上げるということです。昨年の敬老会で、本町の90歳以上のお年寄り155人おられると聞きました。日本人の平均寿命は、男性80歳代、女性86歳代と世界のトップレベルです。本人も周囲の人も、みんなが長寿を喜び、祝福し合えるような社会、みんなが安心して老後を迎えられる町を実現するような第7期介護保険事業計画が策定されることを期待して、以下4点の質問をします。

1つ目、介護保険事業計画策定に向けて、高齢者の実態調査、作成委員会の設置など、どのような取り組みをしていますか。また、作成委員の公募は行いますか。

2点目、第6期保険料基準月額5,820円、第7期保険料の見通しはどうですか。保険料負担の公平性を確保するためとして、保険料段階を第5期の7から、第6期では9段階にふやしました。さらなる公平性を図るため、9段階より11段階、これは和歌山市なんかそうですが、段階を多くして、負担能力に応じたものとする考えはありませんか。第1から第3段階の人の料率が、平成27年度から29年度、軽減措置がとられましたが、第7期でも継続されるのですか。

3つ目、介護保険の財政は限界に来ていると言われます。国は、その解決方法として、保険料の引き上げと介護サービスの抑制を考えています。しかし、これでは、高い保険料を払い続けても、いざ必要になっても介護サービスは受けられない、多くの介護難民が生まれるしかありません。正解は、公費部分を拡大すること。現在、国庫負担割合の25%、負担金20%、調整交付金5%をふやすことです。平成28年第4回定例会で、町村会として、町村の財政負担及び事務負担については十分な財政措置を講じられたい、国の負担25%のうち5%の調整財源については別枠等の要望を出していると答弁されています。引き続き、強力に要望していただきたいのですが、どうですか。

4つ目、町長の行政報告や新聞報道によりますと、老健施設プラトンが介護報酬約3億6,000千円を不正受給していたことが県の監査で判明しました。本町の在住者12名が入所しているそうですが、返還金はどのぐらいあるのですか。また、入所者への身体拘束、介護放棄などの虐待も行われていたようです。介護保険法でいう要介護者の尊厳を全

く否定したものです。これらは職員の内部告発によって発覚したのですが、町は、町内の施設について監査や調査をすることはできないのですか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 第7期介護保険事業計画策定に向けてのご質問の中で、まず1つ目が、計画策定に向けてどのような取り組みをしているのか、策定委員の公募はにお答えいたします。

現在、高齢者の実態調査等にきまして、アンケートを実施中でございます。要支援1、2の方、一般高齢者の方1,000名を対象に3月9日に発送を行ってございます。回収期限は3月31日でございます。また、12月から3月までに認定更新される在宅の方につきましては、調査の際に行ってございます。作成委員の公募は行いません。委員会の設置は7月ごろを予定してございます。

続きまして、第7期保険料はどのくらいになるのか。また、現在の9段階をふやさないのか。1から3段階の低所得者の軽減措置は継続されるのかのご質問でございます。

第7期の保険料につきましては、現時点におきましては若干上昇するものと見込んでございます。所得段階の区分は、第7期におきましても現状の9段階での設定を予定してございます。保険料の軽減措置につきましては、第6期の第1段階は0.5から0.45になりましたが、消費税10%導入が先送りになったため、2段階、3段階の軽減措置は見送られてございます。第7期におきましては、第1段階は引き続き軽減措置は行われますが、それ以外は現在未定となっております。

続きまして、町村会で公費の拡大を強く要望しないのかのご質問でございますが、町村会におきましては、引き続き国へ要望してまいります。

4点目でございます。プラトンの介護報酬不正受給で返還金は、町内施設に対して監査・調査はできないのかにお答えいたします。

町への返還金額は、返還額1,735,398円、加算額694,122円、計2,429,520円でございます。また、虐待につきましては、施設所在市町村で行うこととなっております。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第7期の計画策定に向けて、アンケート調査とか実施されているようです。また、7月には、作成委員の委員会を設置を予定しているということでございますが、作成委員の公募は行いませんとあるんですが、第5期も6期も公募委員入れたと思うんですけども、今回は、なぜ公募しないのかということをお聞きしたい。それから、第7期の保険料は、第5期から6期までは100円だったんですね、100円上がりましたけれども、今回も、若干ですからそんなにはぎょうさん上がらんのかなと思っているんですが、非常

に介護保険が高いという声は、もう高齢者の方、大変聞きます。年金引かれて、天引きされる介護保険料が高いと。

何で介護保険高いと言うのかといいますと、国保なり後期だったら病院にかかるといふことないですね、ところが、介護保険は、生涯かかると亡くなると、これいいんですけども、2割ぐらいの人しか使わないわけですね。そこで、介護保険高い高いとよく聞くわけですけども、できるだけ、いろんな工夫をして上がらないようにお願いします。

それから、やっぱり消費税なかったんで、この第6期の介護計画では、1から3段階、軽減するとありましたけれどもできなかったわけですね。今回も1段階しかできないということですが。それから町村会での公費の拡大、これは非常にさらっと言われていますが、もっと強く、ほんまに言うてほしいと思います。これは、もう今私まだ介護認定受けていませんけれども、年寄りの問題やと思っていたら大間違いで、今前に座っている方も、あと10年、20年したら介護保険必要になってくるわけですから、それがもう破綻してしまたら大変ですので、日本はお金がないと言いますが、世界で第3位の経済大国なんです。だから、お金を使う方法を考えたらあるはずなんです。物すごい1千兆円を超える借金をしていると言いますが、そういうふうないろんな工夫をしながら、ぜひもっと強くやってほしいと思います。

それから最後に、プラトンの問題ですけども、これは、本当に介護保険料を安くするために、いろいろみんな、もちろん町もそうですが、住民も一生懸命になっているわけです。新聞に載った百歳体操、各地域でやっているんですが、1面に載せてくれていたんです。みんな介護保険できるだけ使わんと一生懸命やっている。いろんな健康教室とか、きょうは健美操もやっているということですが、そういうふうに非常に苦勞しているんですね。ところが、一方で3億6,000千円もするもの使われたら、私は腹が立っているんですけども、もっと腹立ったらどうかと思うんですが、余りさらっとしています。これは、返還金2,429,520円返してもうたらええという話ではないと思います。そこで、2,429,520円となった算定の根拠は一体何かということ。どういうことで、このお金が出てきたんかということ。

それから、虐待についてですけども、これは、平成19年度に高齢者虐待ネットワーク運営委員会というのがつくられまして、ネットワークで虐待をしないように見ていくということをしているはずなんです。これが起こっていると。ほんまにそこへ行って、体も心も弱っている人が、ナースコールを切られてあるとか怒られるとかというたら、もう大変ですね。そしてこれに関連して、広域の議員を送っている、また、多額の負担金というのか分担金を出している日高病院でも同じようなことがあったように聞いておりますが、これについては、町長の行政報告ではプラトンのことだけだったんで、日高病院については町内の施設ではありませんけれども、議員を出しているし、多額の分担金も負担しているわけですから、やっぱりこれについても一言あったらどうかなと思ったんですが、その

あたりについて、もう一回お願いします。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（田端進司君） 中西議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の公募を入れない理由ということでございますけれども、5期のときには公募を行いました。それで、参加者といいますか、入れてくださいというような募集に対しての応募がなかったということで、6期は公募なしで行いました。それで、作成委員なんですけれども、この組織につきましては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等10名という中でございますけれども、今後は公募じゃなしに、そういった福祉関係者とか被保険者代表等の人選につきまして、総合事業を今後進めていくに当たりまして、ボランティアの方とかそういった、いろいろ課内でも検討しまして、こういう意見を聞くほうがいいんじゃないかと、そういうふうなことで進めて、その方をお願いしていくと、そういうことから公募はしないでいくというふうにやっています。

それから、2点目ですけれども、今回5期から6期で100円ぐらいということですが、現時点では平成28年度まだ終わっていない中で、大体保険料算定するにつきましては、給付の伸びとか高齢者の数とか推計して計算して保険料算出していくんですけれども、議員がおっしゃられたように100円ぐらいかなと言われましたけれども、現時点では何とも言えませんので、上がるということで了承願いたいということで、上がらないような工夫をしてくださいということですが、議員も先ほど言われましたけれども、現在、介護予防事業として百歳体操、いろんな健康増進のために予防事業を行っておりますので、そこら、今後とも力を入れて、できるだけ保険料を上げないように努力はしていきたいと思います。

それから、町村会のほうはまたあれですけれども、4点目のプラトンの算定の根拠ということで、行政報告とか新聞報道等で3億何がしという金額が出たんですけれども、これは請求額ということで、例えば10千円の請求をしましたと、正規に請求すれば8千円なり9千円だったんですけれども10千円の請求をしたと。その金額が3億円ということで、3億円の部分は全て不正だったということではございません。

それで、算定の根拠云々ということですが、そこらをしまして、本来、加算をつける場合は、100人以上の施設だったら栄養士が要りますとか、サービス3人に対して介護士が何名必要ですよとか、そこら必要な部分に対して人員が確保できなかった、それに対して加算もつけていったと、そういうふうなことでございます。それで、町としまして2,400千円ぐらいということで、先ほども答弁ありましたけれども、それで時効の関係で、6カ月間で2,400千円ぐらいになったというようなことでございます。

それから、ネットワーク委員会というようなことで、このネットワーク委員会というのは、いろんなことで虐待に対しての認識を深めていくというような会でございまして、その委員会をもって、虐待施設を訪問してとかそういう組織ではございませんので、町と

しましては、そういう情報があったら確認して、施設に対して実地指導なり監査を行うと、そういうふうな対応になってございます。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私自身の答弁の中で、町村会で引き続きという形でご答弁させていただきました。決して、中西さん、さらっと言ったつもりはございません。熱い思いの中で私自身がここで申し述べたということを改めてご答弁させていただきたいなと、このように思っております。

続きまして、行政報告で、何で日高病院のことを言わなかったのかというような形のご質問であったかと思うんですけれども、あくまでもプラトンというような形の中で、これもいろんな私自身も掲げましたプラトンということではございましたらば、やっぱり所在地市町村というような形の中で、私自身は行政報告ということではさせていただきました。その辺が、中西議員と少し差異があるのではなかろうかなと思うんですけれども、日高病院の今回の看護師等々で行われました虐待等々につきましては、私のほうで、これは口頭だったんですけれども、もう少し速やかに、わかる範囲で結構なんで、きちっと町村会、また私どものほうに連絡をいただきたいということを、事務長のほうに強く申し入れたことはございます。

以上です。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、もう最後ですが、情報があれば調査に行けるというようなことでしたが、情報というのは、なかなか入りにくいわけですね。といいますのは、入所者の人、それからその家族、世話になってるんやからというて、こんなんされたんよとなかなか言えないわけですね。だから、そういうのを相談できるような、受け付けるようなところを何かできんかなというようなことを思います。

ほんまに、町としたら、虐待ということは大変なことです。これからの町の取り組み、こういうことができたなら、日高病院なんか報告が遅かったということなんですけれども、そういうことは即報告あり、また町内のそういう施設については、調査というか見に行くというか、そういうことを時々するような、そういうふうなことをこれからは考えていただきたいと思います。それは、要望としておいておきまして、時間がありませんので、最後のひきこもりについての質問にいかせてもらいます。

ひきこもりについてですが、登校拒否、ひきこもりの子ども・青年を持つ日高郡・御坊市親の会の深津孝子さんから、ことしの2月23日にお話をお聞きしました。ひきこもりというのはどんなにか、次のように定義されております。さまざまな原因の結果として、社会的参加、就学、就労、家庭外での交友などを回避し、原則的には6カ月以上にわたっ

て、おおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象の概念である。ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には、確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことを留意すべきである、このようにひきこもりというのは言われています。

内閣府が、2015年12月、5,000世帯の本人や家族を対象に調べた若者の生活に関する調査によりますと、学校や仕事に行かず、半年以上ほとんど外出しない15歳から39歳のひきこもりの人が全国に推計で541,000人います。2010年、同じような第1回目の調査では推計696,000人だったので、前回よりも下回っておりますが、7年以上ひきこもっている人の比率が倍増し、長期化していることがうかがえます。

内閣府は、相談窓口の設置などにより人数的には改善があったと思われると分析していますが、深津さんによれば、内閣府の調査は39歳までで、実際にはもっと年上の人もいます。親の年金で生活しているので、親が亡くなれば生活できなくなり、孤独死する人も出ているとのこと。ニュースで時々、親が死んでも届けを出さず、年金詐取で逮捕されると報じられますが、このような人がひきこもりの人ではないでしょうか。

ひきこもりのことをどこに相談すればいいのかわからない、世間の目が気になって相談にも出かけられないという家族の切実な声に応じて、親の会は、2015年11月、元教育委員をされていた龍神さんの実家に居場所を開設しました。毎週金曜日午後2時から5時、家族や本人が集まって、話をしたり、時にはトランプや折り紙やおやつづくりなどを楽しんでいるようです。2月5日には、居場所開設1周年記念行事も行われました。内閣府の分析にあるように、相談窓口の設置がひきこもり改善に効果があります。ところが、日高管内には公的支援の窓口がなく、義務教育が終わるとどこへ相談に行ってもいいかわからないという声が多く寄せられています。昨年1月、新宮・東牟婁ひきこもり者社会参加支援センター「あづまプラッツ」が新宮市木ノ川、旧東牟婁農村青少年センターにオープンしました。新宮市と東牟婁郡5町村が共同で設置し、県が運営を補助しています。新宮市支援センターは、和歌山市、田辺市、紀の川市に次いで、県で4番目です。深津さんはひきこもりの状態にある人の社会参加を支援するため、支援機関や自助グループが集まり協議する場を設けてほしいと訴えています。ひきこもりの支援について、以下2点、質問します。

1つ、町内のひきこもりの実態を把握していますか。2つ、新宮市の支援センターは県独自の事業で、県が施設を提供し、運営はNPO法人が担当しています。かつらぎ町など町単独で支援窓口を開いているところもあります。町長は、親の会のメンバーとも懇談され、金曜日には、居場所も訪問されたと聞いています。ひきこもりの状態にある若い世代の自立を促すためセンターの設置についての考えをお聞きします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の3点目でございます。

ひきこもりへの支援をのご質問で、1点目が、町内ひきこもりの実態はにお答えいたします。

ひきこもりの相談につきましては、役場の健康推進課、御坊保健所、御坊・日高障害者総合相談センターで行っているところでございます。当町全体の人数などの把握はしてございませんが、広報により相談窓口の啓発をし、相談に来られた方の実態調査は行っております。

2点目でございます。日高管内の支援センターの設置は必要ではにお答えいたします。

平成28年12月2日、御坊保健所管内の担当課長をもって組織する衛生・厚生事務研究会におきまして、日高郡・御坊市親の会からの要望もあり、ひきこもり対策について議題の一つに上げられ、今後、御坊圏域で協議を行っていくこととなっております。私といたしましては、町単独での支援センターの設置は難しいと考えており、御坊圏域で協議を行っていくことはよいことではなかろうかと思っております。

○議長（高野正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後三時三十六分散会

再開は、あす16日午前9時です。お疲れさまでした。